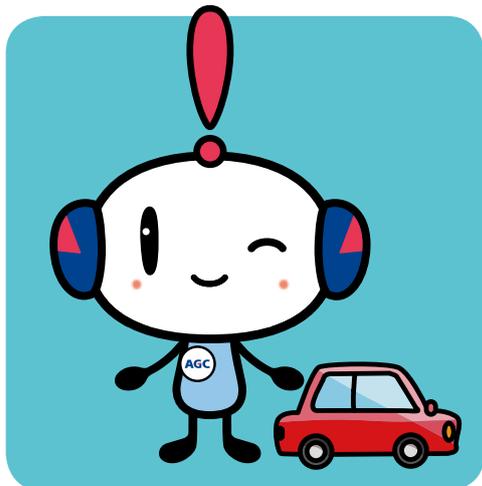
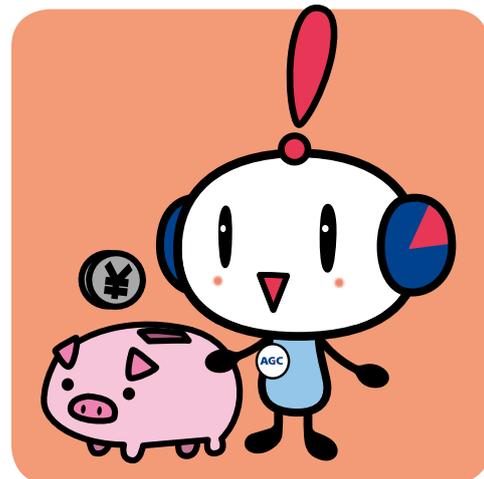
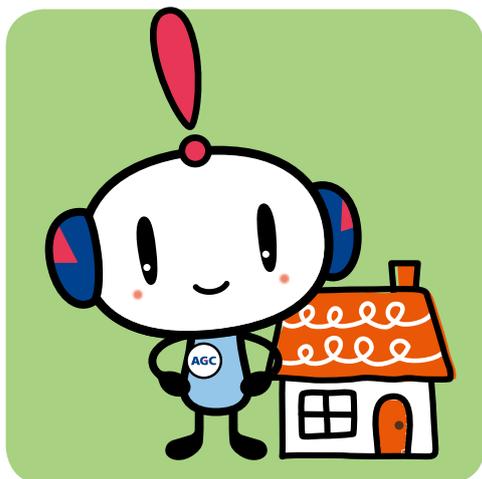


1年間
保存用

AGCグループ福利厚生制度

AGCグループ保険のご案内

2021



申込書
提出先

AGC保険マネジメント株式会社

P4 保種番号②～⑧の保険は新：ネット募集システム ^(イーチョイス) **e-CHOICE** での手続きが可能です。(詳細は P25 をご確認ください)

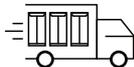
AGC社員

愛知工場、関西工場尼崎事業所・高砂事業所、北九州事業所に勤務されている方

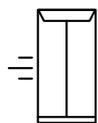
場内のAGIM
支店に直接提出



左記以外の場所で
勤務されている方

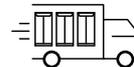


社内便

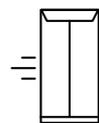


同封の
返信用封筒

AGCグループ社員(左記以外)



社内便



同封の
返信用封筒

AGC株式会社
AGC保険マネジメント株式会社

2020年10月

AGCグループ会社 社員の皆さまへ

AGC株式会社 人事部
AGC保険マネジメント株式会社

AGCグループ各社において、福利厚生の一環として運営する「団体保険」およびAGC保険マネジメント(株)(以下、AGIM)が代理店として扱う「団体扱保険」について、年に一度一斉にご案内と加入募集を行っております。本年につきましても、パンフレットをご自宅(一部除く)へ送付致します。

本パンフレットに掲載の保険商品は、スケールメリットや団体割引等の適用により保険料が割安で充実した内容となっています。年に一度、加入されている保険について見直すなど、皆様のライフプランに合わせた保険のご加入をご検討ください。また、パンフレットおよび加入明細書は1年間お手元に保管頂き、ご検討の際ぜひご利用ください。

1. 一斉募集申込締切日：10月30日(金)

2. 申込書提出先：パンフレット表紙にて確認してください。

3. 申込要項

(1) 新規・内容変更・住所変更

所定の申込書に記入・捺印の上提出もしくは、同封の加入案内のQRコード(URL)からお手続きください。

(2) 自動更新

団体保険については、保険内容の変更、脱退のお手続、お申し出がない方は自動更新となりますのでお手続は不要です。

(3) 各保険の保障(補償)内容・保険料

保険の内容については昨年度から変更になっている場合がありますので、加入明細書にてご自身の加入状況および保険料について確認してください。保険内容の詳細は本パンフレットにて確認願います。

4. AGIM 無料保険相談会

パンフレット裏表紙【AGC保険マネジメント保険相談会実施場所】をご覧ください。

記載のない勤務場所の方は、最寄りのAGC保険マネジメントまでお問い合わせください。

また、オンライン保険相談も随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

5. その他

本パンフレットは、AGCグループ社員を対象として、自宅住所宛(一部、勤務先)に送付しております。

(1) AGC国内勤務社員に対しては、8月20日時点でPOSITIVE届出・申請システムに登録している住民票住所宛にAGIMが代行して発送しています。

(2) 社員の個人情報は本パンフレットの送付や各種保険のご案内のみに使用し、それ以外の使用はいたしません。

2021年度一斉募集の目玉!!

その1 新：インターネット募集システム

(イーチョイス)

e-CHOICE 導入! (詳細：25ページ)

団体保険の申込み、加入内容変更の手続き*1がインターネットでできるようになりました！パソコンやスマホでどこでも手続きが可能です。夜間や休日でも手続きが可能のためご自身の空いた時間にゆっくり手続き出来てとても便利！操作方法もとても簡単！

*1：加入内容の変更手続きは一斉募集期間のみとなります。

団体介護補償保険は同封の加入依頼書を提出してください。



その2 ラインナップ追加!

* 団体介護補償保険 (掲載ページ：18～19)

所定の要介護認定を受けた場合、ご契約内容により保険金が年金もしくは一時金で受け取れる保険です。思わぬ時からかかる介護費用へ備えましょう！

* 終身医療保険(エースプレミア) (掲載ページ：29)

* 終身がん保険(ガン保険スマート) (掲載ページ：31)

引受保険会社：三井住友海上あいおい生命

終身タイプの医療保険、がん保険に新たな商品が追加になりました！

一生涯の保障に備えて検討してみませんか？お得なAGCグループ団体割引が適用されます。

AGCグループ保険のメリット

保険料が
お手頃!

手続きが
簡単!

ご家族も
ご加入可!

保険料のお支払いにマイストーリーのポイントが利用できます。(導入会社のみ) 詳細は各場所総務へお問い合わせください。

*マイストーリーは団体独自の福利厚生制度で、保険料補助(支援金)です。

AGC保険マネジメント(株)はAGCグループ社員のための保険代理店です。

こんなことが可能です。

- スマホで簡単見積依頼
- インターネットを使用しての契約手続き、契約更新*2
- オンライン相談(パソコン、スマホからでもOK)

対面での保険相談が難しい方でも、インターネットを使用して保険料見積りから契約まで完結できます。*2

是非お気軽にご相談ください!

*2：一部書類での手続きが必要な保険もあります。

↓各種保険の申込み・見積りはこちらから



左の「QRコード」もしくは下記URLで専用ホームページにアクセスしてください。

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

<https://www.agim.co.jp/active/>



スマートフォンで簡単見積り!

各種ラインナップ

団体保険 と 団体扱保険 の違いについて

区分	主な目的	保険契約者	主な被保険者	具体的な対象商品
団体保険	会社が加入希望者を取りまとめて契約することによりスケールメリットを享受する。	AGC株式会社	社員	<ul style="list-style-type: none"> ・団体定期保険(希望者加入) ・団体医療保険 ・団体傷害保険 ・団体長期所得補償保険 ・団体ゴルフ保険 ・団体がん保険 ・団体介護補償保険 ・団体所得補償保険
団体扱保険	加入希望者が直接保険会社と契約し、会社が保険料を給与引去りすることにより保険加入の便宜を図る。	社員	社員	<ul style="list-style-type: none"> ・終身医療保険 ・終身がん保険 ・介護保険 ・自動車保険 ・火災保険 等

▼加入明細書の種目番号

種目番号	保険種目名	保障(補償)の概要	割引率または配当率
1	死亡保障 団体定期保険(希望者加入) (災害割増特約付こども特約付こども災害割増特約付年金払特約付団体定期保険)	在職中の死亡・高度障害保険で、1年ごとの自動更新となります。手頃な保険料で、万が一の大きな保障が得られます。	配当過去実績 ・2019年度 約24.2%(注1)
2	入院補償 団体医療保険(1年更新型)	1年ごとの自動更新のため、必要な補償を必要な期間で自由設計できる医療保険です。	約44%
3	けが 団体傷害保険	傷害(ケガ)による、死亡、入院、通院などを補償。入院・通院は1日目からお支払いします。また家族プラン・個人プランなど必要に応じた加入が可能です。	40%
NEW 4	介護 団体介護補償保険	所定の要介護認定を受けた場合に、契約内容に応じて保険金を年金払あるいは一時金払でお受け取りいただけます。	25%
5	がん 団体がん保険(1年更新型)	団体割引等適用により割安な保険料であなたとご家族を「がん」からお守りし、1年ごとの自動更新となります。	40%
6	所得補償 団体長期所得補償保険	病気やケガによる所得の減少を長期にわたって補償します。	25%
7	所得補償 団体所得補償保険	病気やケガで就業できなくなった場合の収入を補償します。	40%
8	ゴルフ 団体ゴルフ保険	楽しいプレー中の万が一にお役にたちます。ベストゴルファーの条件、それは万への備えです。	40%
9	自動車 自動車保険	団体扱割引30%、一時払でさらに5%割引の割安な自動車保険です。(注2)	30%
10	火災 火災保険	大口団体扱割引10%、一時払でさらに5%割引の割安な火災保険です。(注3)	10%
11	医療 終身医療保険	終身の医療保障を、更新により変わらない保険料でご加入できます。また、治療方法の多様化に合せた保険です。	約0.8%
NEW 12	医療 終身医療保険		約1.7%
13	がん 終身がん保険(新規契約者)	現在のがん治療に対応した保険です。(注4)がんと診断確定された時の一時金や通院保障もカバーされています。	約1.0%
NEW 14	がん 終身がん保険(新規契約者)		約1.7%
15	がん 終身がん保険(既契約者)	ご加入中のがん保険を活かし、医療の進歩に合わせてアップグレードする保険です。(注4)	約1%(注5)
16	介護 介護保険	高齢化社会に必要な介護保険をご希望の方におすすめします。	約0.9%

各保険に関する重要事項と説明

- (注1) 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。中途加入の場合は、加入日から2021年12月31日の期間で収支計算を行います。
- (注2) 団体扱割引30%は2020年10月1日から2021年9月30日までの始期契約に適用されます。割引率は団体の損害率等によって毎年見直されます。
- (注3) 大口団体扱割引10%は、2020年2月1日から2021年1月31日までの保険期間の始期日の契約に適用されます。割引率は毎年の団体の契約件数により見直されます。地震保険は割引の対象とはなりません。
- (注4) 一部終身保障ではない保障を含みます。
- (注5) 契約年齢やプランにより、割引率は変わります。

団体保険

団体保険①の新規加入、内容変更・脱退をご希望の場合は、加入申込書をご提出ください。②、③、⑤～⑧につきましてはe-CHOICEでの手続きとなります。*1
詳しくは同封のご案内を確認ください。
現行内容で更新(自動更新)の場合、申込書のご提出やe-CHOICEでの手続きは不要です。

*1 e-CHOICE 手続き画面に表示されないプランについてはAGC保険マネジメントにお問い合わせください。

加入できる方			病気					けが			介護	給与引去り開始月(始期月1月の場合)	退職後の継続	引受幹事保険会社	ページ
本人	配偶者	家族	死亡・or高度障害後遺障害	がん	急性心筋梗塞・脳卒中	その他病気	死亡・or高度障害後遺障害	入院	通院						
○	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	始期月の当月(1月)	○	明治安田生命保険	P12~13	
○	○	○	△	○	△	○	△	○	-	-	始期月の翌々月(3月)	○	東京海上日動火災保険	P14~15	
○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	同上	○	東京海上日動火災保険	P16~17	
○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	同上	×	東京海上日動火災保険	P18~19	
○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	同上	×	東京海上日動火災保険	P20~21	
○	-	-	-	△	△	△	-	△	△	-	同上	×	東京海上日動火災保険	P22~23	
○	-	-	-	△	△	△	-	△	△	-	同上	×	東京海上日動火災保険	P24	
○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	同上	○	東京海上日動火災保険	P25	
○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	○	東京海上日動火災保険	P26	
○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	○	東京海上日動火災保険	P27	
○	○	○	-	○	○	○	-	○	△	△	始期月の前月(12月)(注6)	○	アフラック	P28	
○	○	○	-	○	○	○	-	○	△	△	始期月の翌月(2月)(注7)	○	三井住友海上あいおい生命	P29	
○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	始期月の前月(12月)(注6)	○	アフラック	P30	
○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	始期月の翌月(2月)(注7)	○	三井住友海上あいおい生命	P31	
○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	始期月の前月(12月)(注6)	○	アフラック	P32	
○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	同上	○	アフラック	P33	

○：加入可・保障(補償)アリ △：加入条件アリ・一部保障(補償)アリ

- (注6) 責任開始期に関する特約を付加しない場合の給付引去り開始月は、始期月1月の前月の12月となります。付加する場合は、始期月1月の当月の1月となります。
- (注7) 初回保険料は2か月分を引去り、以降当月引去りとなります。
- ※この表は各種保険の概要をあらわしたものです。詳細は各保険商品の該当ページをご覧ください。
- ※ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。団体扱の対象となる方の範囲や団体扱特約失効時の取扱い、その他ご不明な点等がある場合は代理店までお問い合わせください。

入社したら 結婚したら

年齢とライフスタイルで選ぶ

AGCグループ保険の入り方 参考



今現在の
自分と家族、そして
少し先の未来も想像
しながらプランをあて
はめていきましょ
う！



20代
シングル



Profile
25歳男性
家族構成 本人

病気やけがに備えよう

シングルの人は扶養家族がないので、死亡保障は最小限でOK。でも、スポーツや日常生活でのけがや病気のリスクは誰にでもあるので、医療保障はしっかり準備しましょう。けがや病気で長期間働けなくなるリスクには、団体長期所得補償保険で備えるのも一つの方法です。



加入例と月額保険料(給与引去)

本人	団体定期保険(希望者加入) 死亡 ^{*1} 100万円	370円 ^{*2}
	団体医療保険 B・1口	620円
	団体傷害保険 F1 + FA・1口	1,060円
	団体長期所得補償保険 免責60日・2口	680円
	アフラック終身医療保険 (ちゃんと応える医療保険 EVER)	1,822円 ^{*3}
	アフラックがん保険 (AGCグループオリジナルがん保険)	1,435円 ^{*4}
	月額合計保険料(給与引去)	5,987円

子育て世代
30代ファミリー
(子育て前半)



Profile
35歳男性
家族構成 本人
配偶者(35歳)
子ども(5歳・男性)



子どもの誕生、住宅購入で保険を見直そう

一家の大黒柱には、万一の場合に備えて十分な死亡保障が必要です。必要保障額は概ね年収の6~7倍、子どもが成長するに従ってだんだん減っていきます。また、住宅ローンを使って住宅を購入し、団体信用生命保険に加入した場合は、さらに死亡保障を減らすことができます。その分を貯蓄に回しましょう。一般的に年齢が上がるにつれて病気のリスクは高まるので、医療保険やがん保険にはきちんと加入を。子どものけがや、自転車事故等の賠償責任事故にも備えがあると安心です。



家族が増えたら親として、急に責任が重くなります

家計の担い手は万一の場合に備えて、十分な死亡保障や医療保障が必要になり、保険料負担がアップします。また同時に、教育費の積み立てと住宅資金も準備を始めなければならず、一度に経済的な負担が増えます。
しかし見方を変えれば、子どもが生まれたことで、いつどれだけ資金が必要になりそうか、家計の長期スケジュールが明らかになったといえます。住宅資金も含めてこの機会に夫婦で話し合い、具体的なマネープランをスタートさせましょう。
あらためて家計の中身を見直し、ムダを省く工夫をすることで旅行費用などの家族の余裕資金を生み出すことも期待できます。将来の資金も大事ですが、今の家族の時間もかけがえのないもの。上り坂の道のりですが頑張って歩きましょう。

加入例と月額保険料(給与引去)

本人	団体定期保険(希望者加入) 死亡 ^{*1} 3,500万円	12,950円 ^{*2}
	団体医療保険 C・1口	730円
	団体傷害保険 K1 + KA・1口	2,650円
	アフラック終身医療保険 (ちゃんと応える医療保険 EVER)	2,302円 ^{*3}
	アフラックがん保険 (AGCグループオリジナルがん保険)	2,000円 ^{*4}
配偶者	団体定期保険(希望者加入) 死亡 ^{*1} 300万円	1,110円 ^{*2}
	団体医療保険 C・1口	730円
	アフラック終身がん保険 (AGCグループオリジナルがん保険)	1,805円 ^{*4}
子ども	団体医療保険 B・1口	450円
	月額合計保険料(給与引去)	24,727円

40代 ファミリー (子育て後半)

Profile

45歳男性

家族構成 本人
配偶者(45歳)
子ども(15歳・男性)
(10歳・女性)



教育費のめどがいたら シニアライフの準備を始めよう

家計の担い手である一家の大黒柱は、万一のための生活費、教育費を手当てするため大きな死亡保障が必要ですが、子どもの成長に伴って死亡保障額は減らしてもいいでしょう。40代になると生活習慣病などのリスクが高まります。医療保険、がんへの備えは夫婦とも充実させたいですね。また、病気やケガで働けなくなった場合の収入をカバーする団体長期所得補償保険の加入も検討しましょう。

今、40代の方は原則65歳になるまで公的年金が受け取れません。将来に備え、シニアライフの準備も考えていきましょう。

加入例と月額保険料(給与引去)

本人

団体定期保険(希望者加入)死亡 ^{*1} 2,000万円	7,400円 ^{*2}
団体医療保険C・1口	1,120円
団体傷害保険K1+KA・1口	2,650円
団体介護補償保険A・3口(年額30万円)	30円
団体長期所得補償保険 免責60日・2口	1,960円
三井住友海上あいおい生命終身医療保険(新医療保険Aプレミアム)	2,541円 ^{*5}
三井住友海上あいおい生命終身がん保険(がん保険スマート)	2,635円 ^{*6}

配偶者

団体定期保険(希望者加入)死亡 ^{*1} 300万円	1,110円 ^{*2}
団体医療保険C・1口	1,120円
三井住友海上あいおい生命終身医療保険(新医療保険Aプレミアム)	2,206円 ^{*5}
三井住友海上あいおい生命終身がん保険(がん保険スマート)	2,232円 ^{*6}

子ども

団体医療保険B・1口	480円
団体医療保険B・1口	430円

月額合計保険料(給与引去) **25,914円**

子どものために必要なのは

子ども可愛さについつい必要以上にお金を使ってしまいう気持ちはよくわかりますが、そこはぐっと我慢しましょう。もっと重要なのは将来の教育費です。子どもが成長して大学進学を希望したらサポートしてあげられるよう、今から準備を始めましょう。また、日常生活での子どものけがや病気に備えて医療保障を準備。他人に迷惑をかけてしまったときの賠償責任のリスクにも備えておきましょう。

AGCグループ保険を活用すれば、割引された保険料で加入できます。

子ども1人が大学卒業までにかかる教育費用

- 全て公立 → 約810万円
- 全て私立 → 約2,380万円

18歳までに300万円は確保したい!

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学
公立	約67万円	約193万円	約147万円	約137万円	約270万円
私立	約158万円	約959万円	約422万円	約291万円	約550万円

出展：幼稚園～高等学校は、文部科学省 平成30年度「子供の学習費調査」学校教育費、学校給食費、学校外活動費の合計を使用 大学は、独立行政法人日本学生支援機構 平成30年度「学生生活調査結果」居住形態別・収入額および学生生活費の内訳(大学昼間部)の平均を使用

子育ては大変ですが、喜びも苦しみもみんなで協力して分かち合いましょ。子育てが落ちついた後の仕事や生活もイメージしておきたいですね。

50代 ファミリー

Profile

55歳男性

家族構成 本人
配偶者(50歳)
子ども(25歳、20歳)



加入例と月額保険料(給与引去)

本人

団体定期保険(希望者加入)死亡 ^{*1} 1,000万円	3,700円 ^{*2}
団体医療保険C・1口	2,010円
団体介護補償保険A・3口/B・3口(年額30万円・一時金300万円)	330円
三井住友海上あいおい生命終身医療保険(新医療保険Aプレミアム)	3,476円 ^{*5}
三井住友海上あいおい生命終身がん保険(がん保険スマート)	3,834円 ^{*6}

配偶者

三井住友海上あいおい生命終身医療保険(新医療保険Aプレミアム)	2,481円 ^{*5}
三井住友海上あいおい生命終身がん保険(がん保険スマート)	2,453円 ^{*6}

月額合計保険料(給与引去) **18,284円**

夫婦の退職後資金や医療・介護の備えに重点を

子どもが独立したら死亡保障は減らすことができます。逆に病気によるリスクは年齢とともに高まるので、医療保険・がん保険・介護保険がきちんと準備されているか再確認しましょう。生涯健康であることが理想ですが、老後を考える際には、将来、自分やパートナーが要介護状態になる可能性を前提に考えることが大切です。50代になったら、退職後はどのように暮らしていくのかを夫婦でじっくり話し合うのが理想です。一緒に熟年向けセミナーなどに参加するのもおすすめです。



退職したら保障はどうなる？支出は変わる？

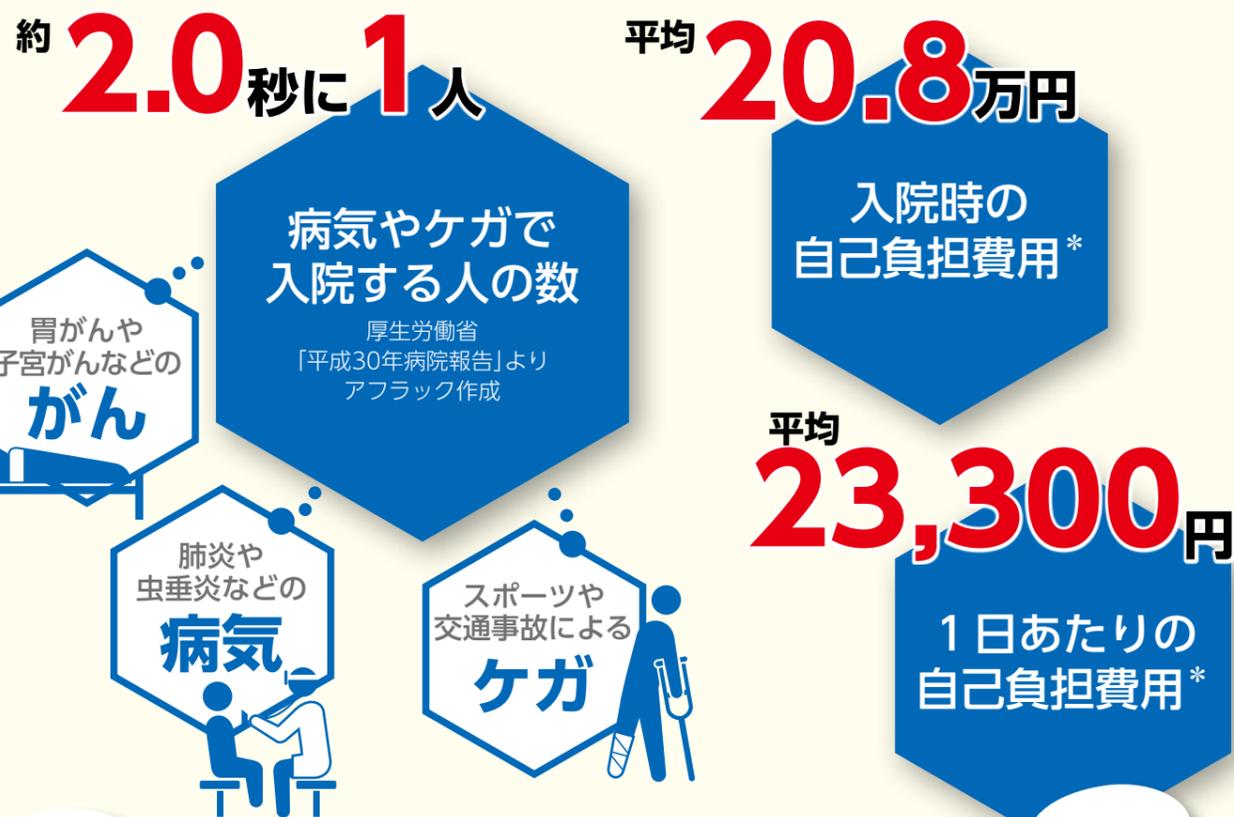
50代後半になったら、定年退職後に今の保障内容や自己負担がどう変わるか、新たな支出があるかなどを具体的に確認しておきましょう。

健康保険・介護保険	任意継続被保険者制度に切り替えると保険料の自己負担は約2倍以上へ
国民年金	60歳未満の扶養配偶者がいれば、配偶者の保険料は自己負担に
住民税	退職の翌年まで税額は大きいまま(約1年半遅れでの納税)
その他	昼食代や交際費は減るが、平日のレジャー費は増加傾向

※1 一般の死亡・高度障害(死亡・高度障害保険金)(年金原資)
 ※2 月額保険料は概算です
 ※3 通院ありプラン 総合先進医療特約付、三大疾病無制限型長期入院特約付 60日型 保険料払込期間：終身(総合先進医療特約、三大疾病無制限型長期入院特約は10年更新)、定額タイプ 団体取扱 入院・通院給付金日額5,000円 三大疾病保険料払込免除特約なし
 ※4 AGCグループオリジナルがん保険 入院給付金日額5,000円 団体取扱 定額タイプ 解約戻金なし 保険料払込期間：終身
 ※5 契約内容の詳細については29ページをご覧ください。
 ※6 契約内容の詳細については31ページをご覧ください。
 * 加入例以外の個別プランに関しましては、別途AGC保険マネジメントまでお問合せください。
 * 記載の保険料は2021年1月1日始期時点での保険料です。

あなたは大丈夫？

各種保険を上手に活用しましょう!!



自分がいつ「病気」や「ケガ」をしてもおかしくないわあ～

自己負担しなければならないもの

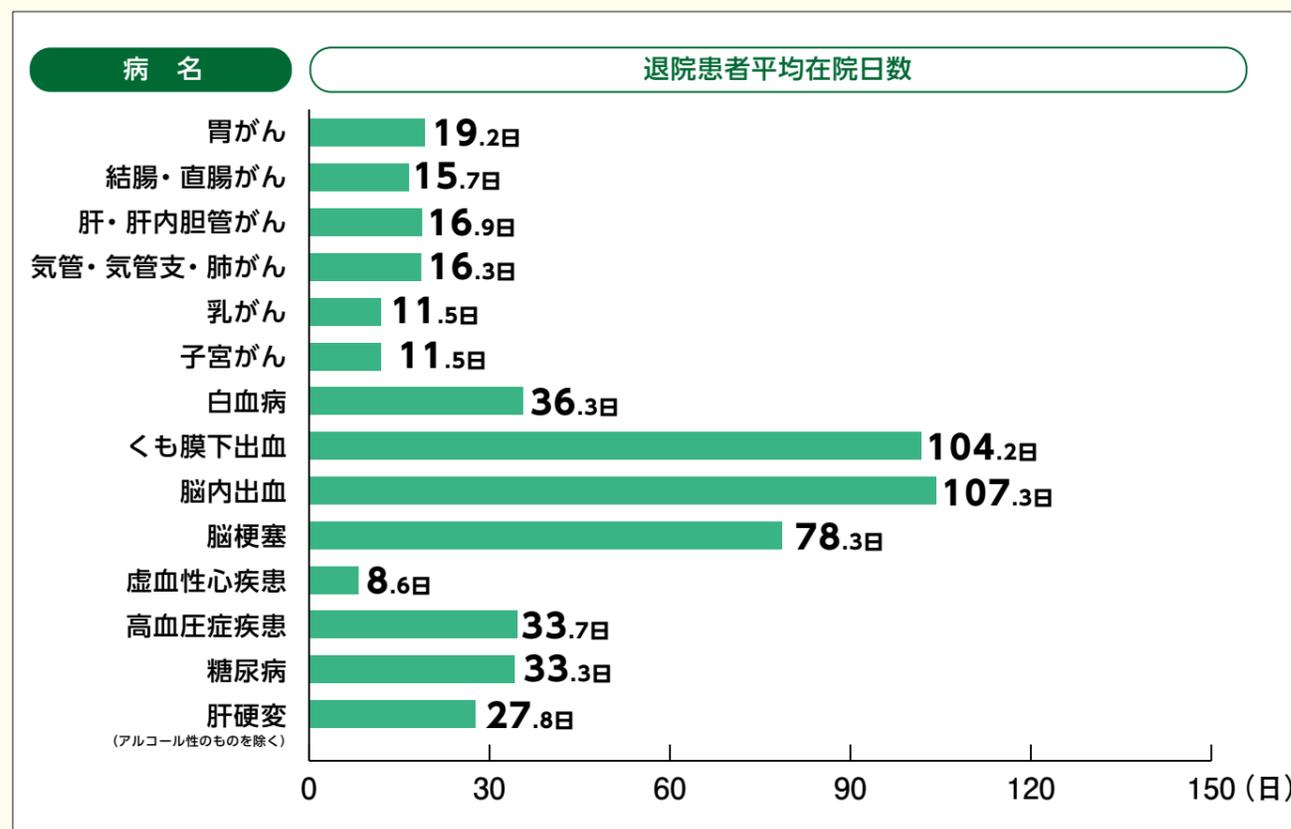
- ①医療費……………健康保険の3割負担
- ②病院食費……………入院中の食費、1食460円が自己負担
- ③差額ベッド代
- ④諸費用……………ご家族の交通費、テレビ代、日用品など
- ⑤先進医療……………技術料は全額自己負担

* 治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額
(公財)生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」
過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人
〔高額療養費制度を利用した人+利用しなかった人(適用外含む)〕

治療には意外とお金がかかります

健康保険適用外の治療を受けた時や、入院した時の保障がある保険が安心です。

生活習慣病の退院患者平均在院日数



注 退院患者平均在院日数は、平成29年9月1日～30日間に退院した患者の在院日数の平均。

出 厚生労働省「平成29年 患者調査」

主な先進医療の「1件あたり費用」「年間実施件数」「平均入院期間」

先進医療とは、厚生労働大臣が承認した先進性の高い医療技術のことで、医療技術ごとに適応症(対象となる病気・ケガ・それらの症状)および実施する保険医療機関(高度な技術を持つ医療スタッフと施設設備を持つ大学病院など)が特定されています。令和2年7月1日現在で80種類の先進医療が認められています。「先進医療にかかる技術料」は公的医療保険制度の給付対象とならないため全額自己負担となり、高額となる場合があります。

先進医療の技術名	1件あたりの費用	年間実施件数	平均入院期間
重粒子線治療	約308万円	720件	9.6日
陽子線治療	約269万円	1,295件	19.8日
高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術	約30万円	147件	11.4日

注 ①受診可能な先進医療は、療養を受けた日現在に定められているものに限られ、変更されることがあります。

②重粒子線治療や陽子線治療は、治療する部位によって保険適用の対象となるものがあります。

③先進医療にかかる技術料は、その種類や実施している医療機関により異なります。

出 厚生労働省「第81回先進医療会議資料 令和元年度(平成30年7月1日～令和元年6月30日)実績報告」

団体定期保険(希望者加入)

(災害割増特約付こども特約付こども災害割増特約付年金払特約付団体定期保険)〈1年更新型〉

保険期間2021年1月1日～2021年12月31日

引受保険会社 明治安田生命保険相互会社

【契約概要】・【注意喚起情報】を38ページ～39ページに記載しております。
ご加入前に必ずご確認ください。

意向確認【ご加入前のご確認】

団体定期保険(希望者加入)は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

特長

万が一(死亡・高度障害)の場合、死亡・高度障害保険金を(一時金または年金として)お支払いします。

手頃な保険料!



手頃な保険料で万が一(死亡・高度障害)の場合に大きな保障が得られます!

配当金で更に♪



1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします!

24時間保障!



業務上(労災)だけではなく! 業務上・業務外を問わず24時間保障します!

家族も保障♪



ご本人様が加入すれば、配偶者・こどももセットでご加入いただけます!

診査不要!



医師の診査が不要で加入手続きは簡単です!

毎年見直せる♪



ライフステージの変化に応じて保障額の見直しは毎年可能です!

退職後制度について

- 退職日の直前まで2年以上、「団体定期保険(希望者加入)」に継続して加入していた本人・配偶者は、退職後制度(代理請求特約[Y]付リビング・ニーズ特約付無配当定期保険Ⅱ型)にご加入することができます。簡単な手続きで、原則健康告知は不要です。定年退職者のみ加入可能です。

※退職後制度は200・400・600・800万円コースから選択いただけます。「団体定期保険(希望者加入)」の加入保険金額の範囲内でご選択いただけますので、ご案内は「団体定期保険(希望者加入)」200万円コース以上が対象となります。

※退職後制度について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

保障額と保険料

自動継続(現行内容での継続)の場合、申込書の提出は不要です。

区加入対象	[申込保険金額]には、こちらの保険金額をご記入ください。		月額保険料
	死亡・高度障害保険金(年金原資)	[死亡保険金+災害保険金]または[高度障害保険金+災害高度障害保険金]	
本人 配偶者	一般の死亡・高度障害	不慮の事故を原因として事故から180日以内の死亡・高度障害※	
	3,500万円	5,250万円	12,950円
	3,000万円	4,500万円	11,100円
	2,500万円	3,750万円	9,250円
	2,000万円	3,000万円	7,400円
	1,500万円	2,250万円	5,550円
	1,000万円	1,500万円	3,700円
	500万円	750万円	1,850円
	400万円	600万円	1,480円
	300万円	450万円	1,110円
こども (1人につき)	400万円	600万円	360円
	300万円	450万円	270円
	200万円	300万円	180円
	100万円	150万円	90円

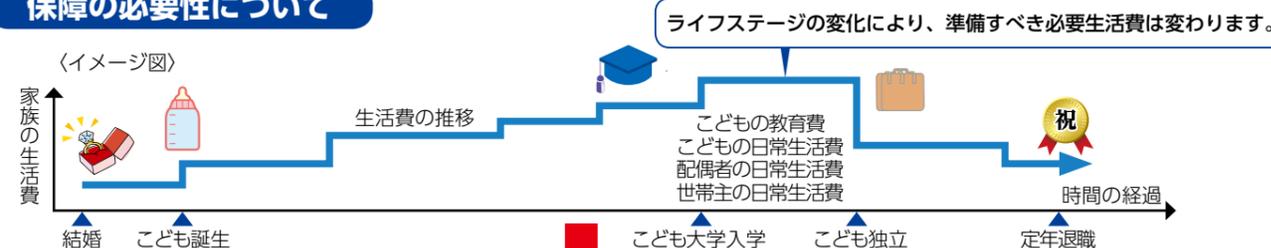
〈保険料について〉
●保険料は年齢に関係なく一律です。
●左記保険料は概算であって、正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。

※[死亡保険金+災害保険金]または[高度障害保険金+災害高度障害保険金]には、特定感染症による死亡・高度障害の場合を含みます。

〈受取人について〉
●死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

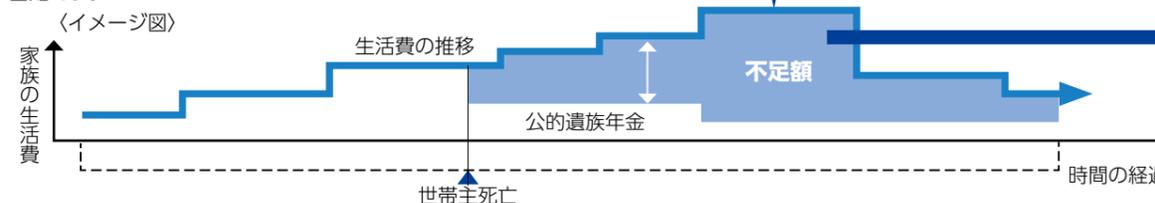
- 役員・社員ご本人が加入することで、配偶者・こどももセットでご加入いただけます。上記の本人・配偶者・こどもの欄からそれぞれ1種類を選んでお申し込みください。(配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。また、こどもは2021年1月1日現在、満2歳6ヵ月を超え満22歳6ヵ月までご加入できます。)配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- AGCグループ会社(AGC以外)役員・社員の加入については、当該保険に加盟する会社のみ加入できます。詳細は、各社総務保険担当課もしくはAGIMへお問い合わせください。
- 中途加入については36ページをご参照ください。

保障の必要性について



万が一(死亡)のことがあった場合

世帯主に万が一のことがあったとき、残された家族は公的遺族年金を受け取ります。公的遺族年金だけでは、現在の生活水準を維持することは困難です。



団体定期保険は、この不足分を補う保険制度です。

入院補償 必要な補償を必要な期間で自由に設定できます。

団体医療保険

〈団体総合生活保険〉〈1年更新型・掛け捨て〉

保険期間2021年1月1日午後4時～2022年1月1日午後4時まで

約44%割引
(団体割引25%・損害率による割引25%)

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

特長

- 1 日帰り入院から補償！
- 2 1回の入院(注1)につき、360日を限度に補償！
- 3 団体ならではの割引。約44%の保険料割引が適用される家計に優しい団体医療保険です。
*なお、割引率は被保険者(保険の対象となる方)本人の人数および損害率等により毎年見直しされますので予めご了承ください。
- 4 90歳まで更新可能！
- 5 放射線治療保険金を補償！
- 6 ご加入者は、メディカルアシスト等のサービスが受けられます。詳しくは【別冊】P23をご覧ください。



このような場合に保険金をお受け取りいただけます。

基本補償

- 疾病・傷害入院保険金**
病気やケガで入院されたら
- 疾病・傷害手術保険金**
病気やケガで手術されたら
- 総合先進医療基本保険金
総合先進医療一時金**
先進医療を受けたら
*対象となる先進医療については、【別冊】2021年度AGCグループ社員向け団体保険のご案内をご確認ください。
- 特定疾患保険金**
所定の特定疾患で入院されたら
- 放射線治療保険金**
放射線治療を受けられたら

特約

- 特約Ⅰ**
 - 葬祭費用保険金**
万が一お亡くなりになったら
 - 高度後遺障害保険金**
所定の高度後遺障害状態と診断された時
- 特約Ⅱ**
 - 成人病入院保険金**
所定の成人病で入院されたら
- 特約Ⅲ**
 - 三大疾病・重度傷害一時金**
三大疾病と診断・入院されたら
(三大疾病・重度傷害一時金(三大疾病のみ補償特約セット))

[ご退職時のご注意事項]
ご退職後は下記条件に合致する場合に限り、満90歳になるまで継続することができます。

	年齢(注2)	ご本人の在職中
社員本人	満90歳まで	満45歳以上且つ勤続3年以上の方
配偶者		上記に該当する社員の配偶者の方
子		退職者団体ではご加入いただけません。

補償内容

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、【別冊】2021年度AGCグループ社員向け団体保険のご案内をご覧ください。

加入プラン		1口あたり補償内容			
A	B	C	D		
基本補償	基本補償	基本補償	基本補償	疾病・傷害入院保険金 病気やケガで1日以上入院されたとき1日につき(1入院(注1)支払限度日数360日・通算無制限・入院免責期間0日)	5,000円
				疾病・傷害手術保険金 病気やケガにより所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて※傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払の対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。【別冊】P2～3をご覧ください。	2.5・5・20万円
				総合先進医療基本保険金 病気やケガで所定の医療機関で所定の先進医療を受けたとき技術料に応じて	口数に関わらず1,000万円限度
				総合先進医療一時金 総合先進医療基本保険金がお支払される先進医療を受けたときに、保険金(一時金)をお支払いします。	10万円
				特定疾患保険金 厚生労働省指定の所定の特定疾患により入院したとき ※特定疾患とは、平成21年10月30日健発1030第3号厚生労働省健康局長通知「特定疾患治療研究事業について」の一部改正についてで別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」第3「対象疾患」の別表1に記載されている56疾患となります。56疾患については【別冊】2021年度AGCグループ社員向け団体保険のご案内をご確認ください。	15万円
				放射線治療保険金 病気やケガで公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療を受けたとき※血液照射を除きます。複数回を受けた場合は施術の開始日から、60日の間に1回のお支払を限度とします。	5万円
特約Ⅰ	+	特約Ⅰ	+	葬祭費用保険金 本人が病気・ケガにより死亡し、親族が葬祭費用を負担したとき、実際に負担した費用(保険金額を限度に実費払)	100万円
				高度後遺障害保険金 病気やケガにより所定の高度後遺障害状態と診断されたとき。【別冊】P4をご覧ください。	100万円
特約Ⅱ	+	特約Ⅱ	+	成人病入院保険金 成人病(悪性新生物、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)により1日以上入院したとき1日につき(1入院(注1)360日限度・通算無制限)	5,000円
				三大疾病・重度傷害一時金 がんと診断されたとき、または急性心筋梗塞、脳卒中で入院したとき一時金として	300万円

※① 入院中以外の手術については入院保険金額の5倍、入院中の手術については入院保険金額の10倍、重大手術については、入院保険金額の40倍をお支払いします。対象となる重大手術については、【別冊】2021年度AGCグループ社員向け団体保険のご案内をご確認ください。
※② 葬祭費用保険金は300万円がご加入の限度額となっています。

1口の月額保険料表(男女共通) 〈本人型〉

(単位:円)

加入プラン	A	B	C	D	E
年齢	基本+特約Ⅰ 万が一の際の葬祭費用も 備えたい方に	基本補償 最低限の 補償の備えに	基本+特約Ⅱ 成人病の備えを 充実したい方に	基本+特約Ⅰ+特約Ⅱ 葬祭費用と成人病の 備えも考えている方に	特約Ⅲ保険料 特に三大疾病の備えを 充実したい方に
3～4歳	600	540	550	610	490
5～9歳	480	450	460	490	
10～14歳	460	430	440	470	
15～19歳	550	480	490	560	
20～24歳	660	590	600	670	
25～29歳	690	620	630	700	
30～34歳	710	640	670	740	
35～39歳	780	680	730	830	
40～44歳	900	760	850	990	
45～49歳	1,190	970	1,120	1,340	
50～54歳	1,510	1,190	1,450	1,770	
55～59歳	2,110	1,580	2,010	2,540	
60～64歳	3,020	2,220	2,900	3,700	
65歳	4,230	2,990	4,020	5,260	

- ・上記保険料は保険期間1年間/1口の月額保険料です。2口～4口の保険料はAGC保険マネージメントまでお問い合わせください。
- ・A～Dの4プランからご希望プランを1つお選びください。
- ・期中でのグレードアップ(補償の拡大)を伴う加入プランの変更はできません。
- ・加入口数の制限があります。右記の表をご覧ください。
- ・年齢は2021年1月1日時点の満年齢によります。
- ・Aプラン、Dプランの4口加入となる方(自動更新・新規加入・増口を含みます)の保険料はAGC保険マネージメントまでお問い合わせください。

加入口数の上限

対象	Aプラン	Eプラン
ご本人	4口	1口
配偶者		
子	2口	

新規加入、増口、タイプ変更、特約追加に関するご注意
健康状態の告知が必要となります。詳細は【別冊】P25および加入依頼書等記載の告知書をよくお読みください。

けが 傷害(ケガ)による死亡、入院、通院などを補償します。

団体保険
3

団体傷害保険

〈団体総合生活保険〉〈1年更新型・掛け捨て〉

保険期間2021年1月1日午後4時～2022年1月1日午後4時まで

40%割引
(団体割引25%・損害率による割引20%)

※ 損害率による割引は、天災危険補償特約保険料には適用されません。

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

特長

- 日常生活やスポーツ・レジャー等で起こる急激かつ偶然な外来のさまざまな「ケガ」を補償!
- 入院・通院1日目から保険金をお支払いします。
- 団体割引等適用により**40%**も保険料が割安です。
(なお、割引率は被保険者(保険の対象となる方)本人の人数および損害率等により毎年見直しされますので予めご了承ください。)
- 70歳まで更新可能!
- 基本コースに加えお好きなオプション(特約コース)を選択できます。
- ご加入者はメディカルアシスト等のサービスが受けられます。
詳しくは【別冊】P23をご覧ください。

Step1 基本コース〈国内外補償〉

傷害補償 国内外を問わず 日常生活やスポーツ・レジャー等で起こるさまざまな「ケガ」に対応!

日常生活でのケガ

スポーツ中のケガ

旅行中のケガ

ご病気による死亡、入院・通院等は対象になりません。ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンブグライダーなど、特に危険な運動中のケガは、補償の対象にはなりません。

ご注意 F1,F2及びK1,K2の社員本人は、お仕事中(就業中)は、補償の対象となりません。ただし、通勤途上は補償の対象となります。

「ワイドタイプ」をおすすめします! 保険の対象となる方が特定感染症を発病された場合や、地震・噴火またはこれらによる津波等によってケガをされた場合についても「ワイドタイプ」なら補償されます。

※(地震・津波等を原因とする特定感染症は補償の対象となりません。)
特定感染症の定義については、【別冊】2021年度AGCグループ社員向け団体保険のご案内をご確認ください。

Step2 オプション特約

詳細につきましては【別冊】P6～をご覧ください。

個人賠償責任コース 示談代行サービス付*

個人賠償責任 国内外を問わず補償

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
*国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

携行品損害コース 携行品損害 国内外を問わず費用等補償

国内外において保険の対象となる方が所有する、自宅外で携行している家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に補償します。

住宅内生活用動産(家財)コース 住宅内生活用動産 国内のみ

自宅内の家財が火災や盗難などの偶然な事故により損害を受けた場合に補償します。
※ 家族型の場合、お子様の就職に伴う下宿先に所在する家財も補償の対象となります。

救援者費用等コース 救援者費用等 国内外を問わず補償

急激かつ偶然な外来の事故により緊急な捜索・救助を必要とする状態に陥った場合等に、その活動の諸費用を補償します。

借家人賠償責任コース 借家人賠償責任 国内のみ

国内における借戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った時に補償します。法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、貸主との契約に基づきご自分の負担で部屋の修理をした場合に補償します。(借家人修理費用)

ホールインワン・アルバトロスコース ホールインワン・アルバトロス費用 国内のみ

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する費用を補償します。
※ホールインワンの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただけます。
他競技者1名以上と同伴し、キャディを補助者として、パー35以上の9ホールを正規にラウンドした場合を言います。なお、キャディなしでも一定の条件を満たせば、保険金支払の対象となります。

オプション特約

家族プランK、個人プランFからご希望のタイプをご選択ください。(基本コースを選択しないとオプション特約は付帯できません)(職種別:A(*1))

タイプ	被保険者	補償範囲	死亡・後遺障害 保険金額	ケガ1日あたりの保険金額		手術保険金額(*4)		月額保険料 (年齢・男女共通)	お1人あたりの 加入口数上限
				入院(*2)	通院(*3)	入院中	入院中以外(外来)		
家族プランK	社員本人 (被保険者本人)	仕事中の補償は対象外 (通勤途上は補償対象)	400万円	4,500円	3,000円	45,000円	22,500円	2,540円	家族プラン 個人プラン 合計で 3口
	配偶者	24時間補償	300万円	3,000円	2,000円	30,000円	15,000円		
	その他家族(*5)	24時間補償	200万円	3,000円	2,000円	30,000円	15,000円		
個人プランF	社員本人	仕事中の補償は対象外 (通勤途上は補償対象)	400万円	4,500円	3,000円	45,000円	22,500円	3,280円	
	配偶者	24時間補償	300万円	3,000円	2,000円	30,000円	15,000円		
	その他家族(*5)	24時間補償	200万円	3,000円	2,000円	30,000円	15,000円		
個人プランF	F1	社員本人	仕事中の補償は対象外 (通勤途上は補償対象)	700万円	4,500円	3,000円	45,000円	22,500円	950円
	F2 (ワイド)	社員本人	仕事中の補償は対象外 (通勤途上は補償対象)	500万円	4,500円	3,000円	45,000円	22,500円	1,140円
		配偶者・その他家族(*6)	24時間補償	300万円	3,000円	2,000円	30,000円	15,000円	750円
		F4 (ワイド)	配偶者・その他家族(*6)	24時間補償	400万円	3,000円	2,000円	30,000円	15,000円

基本コースの傷害保険をご選択の上で、ご自由に以下の特約コースをご選択ください(一人一口まで)。

タイプ	基本コースがK1・K2の方用			基本コースがF1・F2・F3・F4の方用				
	タイプ	保険金額	免責金額 (自己負担額)	タイプ	保険金額	免責金額 (自己負担額)		
個人賠償責任コース(国内外補償)	KA	国内無制限 国外1億円	0円	110円	FA	国内無制限 国外1億円	0円	110円
携行品損害コース(国内外補償)	KM	20万円	5,000円	100円	FM	20万円	5,000円	70円
救援者費用等コース(国内外補償)	KQ	200万円	0円	30円	FQ	200万円	0円	10円
住宅内生活用動産(家財)コース(国内のみ補償)	KK	700万円	5,000円	850円	FK	300万円	5,000円	520円
借家人賠償責任コース(国内のみ補償)	KL	2,000万円	0円	320円	FL	2,000万円	0円	320円
ホールインワン・アルバトロスコース(国内のみ補償)	H	30万円	0円	180円	H	30万円	0円	180円
	I	50万円	0円	300円	I	50万円	0円	300円
	J	100万円	0円	610円	J	100万円	0円	610円

(保険の対象となる方はFAタイプも家族型(*7)です。)

(借家人賠償責任の保険の対象となる方はKLタイプも被保険者本人のみです。)

(保険の対象となる方はいずれのタイプもご本人のみです。)

自転車保険加入の義務化が進んでいます。

損害額は極めて大きくなる場合があります

義務化された地域
東京都、神奈川県、埼玉県、名古屋市、大阪府、兵庫県 等

ご自身がケガをされた場合に備えて
賠償事故を起こした場合に備えて

傷害補償基本コース	オプション特約・個人賠償責任コース
急激かつ偶然な外来の事故によりご自身がケガをされた場合は、基本コースで補償されます。	相手に損害を与え、法律上の損害賠償責任が発生した場合は、個人賠償責任コースで補償されます。

傷害補償基本コース+個人賠償責任コースのご加入をおすすめします!

自転車運転中のケガおよび賠償事故を補償します。
さらに、自転車運転中以外のケガや日常生活上での賠償事故も補償の対象となります。

(*)1 加入依頼書の職種別A、Bをご確認ください。(【別冊】P22 ご加入内容確認事項をご覧ください。)保険料は被保険者(保険の対象となる方)ご本人の職種別によって異なります。上記保険料は職種別A(事務職・営業職・職種別B以外)の方を対象としたものです。職種別B(自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員)の方はAGC保険マネジメントにお問い合わせください。
(*)2 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
(*)3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。
(*)4 事故の日から180日以内に受けた手術に限り、また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
(*)5 家族プランKにおける保険の対象となる方で「その他家族」とは、社員本人または配偶者の同居の親族(6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません))および別居の未婚(これまでに婚姻歴のないこと)のお子様をいいます。この続柄は、傷害の原因となった事故発生の際に用いるものをいいます。
(*)6 個人プランFにおける被保険者本人となる「その他家族」とは、社員本人のお子様、ご両親、ご兄弟、社員本人と同居の親族となります。
(*)7 【別冊】P9(被保険者(保険の対象となる方)の範囲について)をご確認ください。
・ワイドタイプ:特定感染症を発病された場合や、地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償の対象となります。ただし、地震・噴火またはこれらによる津波に起因して発病した特定感染症は補償の対象となりません。
・家族プランKには社員本人とその他家族のプランもあります。詳しくはAGC保険マネジメントにお問い合わせください。
・団体傷害保険の補償内容の詳細および加入注意点は【別冊】2021年度AGCグループ社員向け団体保険のご案内をご確認ください。
・保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、【別冊】2021年度AGCグループ社員向け団体保険のご案内をご確認ください。

●加入資格および保険の対象となる方(被保険者)はP34と【別冊】P28をご覧ください。

介護 所定の要介護認定を受けた場合に、契約内容に応じて保険金を年金払あるいは一時金払でお受け取りいただけます。

団体保険 4 **団体介護補償保険** **25%割引** (団体割引25%)

〈団体総合生活保険〉〈1年更新型・掛け捨て〉

NEW 保険期間2021年1月1日午後4時～2022年1月1日午後4時まで 引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

特長 新登場！ 思わぬ時からかかる介護費用への備えは大丈夫ですか？

- 介護の実態に即した補償タイプ**
 - 介護に必要な、長期にわたる月々の費用が心配。こんな場合は年金払型タイプ
 - 介護の初期に必要な、まとまった費用が心配。こんな場合は一時金払型タイプ
 - 年金払型タイプと一時金払型タイプの両方に加入すると、月々の費用にも初期の費用にも備えができます。
- 公的介護保険制度に基づく要介護状態と連動して補償**
 - 年金払型タイプは公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に補償
 - 一時金払型タイプは公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合に補償
- ご両親、ご家族の加入でも代理告知が可能**

保険の対象となる方からのご依頼を受けたご加入者が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことが可能です。
- 充実のサービス（認知症アシスト）** **年金払型**

65歳以上の認知症患者数は2025年には約700万人^{*1}に達することが見込まれており、身近な病気です。要介護状態^{*2}となった後も継続的に保険金をお支払いする介護補償（年金払介護）では、認知症になっても安心して生活していただけるよう、保険の対象となる方とそのご家族を支える各種サービス（検索支援サービス等）をご用意しています（サービスの具体的な内容は、【別冊】P24「サービスのご案内」をご参照ください。）

^{*1} 内閣府「平成28年版高齢社会白書（概要版）」
^{*2} 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

公的介護保険制度とは

【公的介護保険制度の概要】
公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

【公的介護保険制度の被保険者（加入者）と受給要件】
公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下 ^{*1}	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態（寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ● 要支援状態（日常生活に支援が必要な状態）

^{*1} 公的医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者である必要があります。

【公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について】

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当（自立）	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
一時金払Bタイプ	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。
年金払Aタイプ	

介護になったときの費用が不安… **もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。**

介護は身近なリスク

● 要介護・要支援認定者数および認定率

認定者数(万人) 160, 120, 80, 40, 0

65~69 70~74 75~79 80~84 (歳)

[出典] 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 平成30年版」(一部抜粋)

介護期間と自己負担額

介護期間▶平均 54.5 ヶ月 / 月々の自己負担額▶平均 7.8 万円

[出典] (公財)生活保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査 (速報版)」

75～84歳では5人に1人が要介護・要支援状態に **しかも** 月々の自己負担額平均 7.8 万円 介護は長期間におよびます・約60%が3年以上 / 平均介護期間 54.5 ヶ月

介護にかかるお金は…? 一時費用^{*1}の合計：平均 70 万円

月々の介護費用は別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッドなどの福祉用品の購入などで初期費用がかかる可能性があります。

^{*1} 公的介護保険サービスの自己負担費用を含む [出典] (公財)生活保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査 (速報版)」

補償の型	Aタイプ【年金払型】	Bタイプ【一時金払型】
補償の型	保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合に、最初に要介護状態 ^{*1} となった日から毎年1回、その日を含めて最大10年間（10回）にわたり保険金をお支払いします。	保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護2以上になった場合に保険金（一時金）をお支払いします。
保険金お支払い方法	◆保険金額：30万円 ◆てん補期間：10年(途中で死亡した場合、保険金のお支払いは終了します。)	上記補償の型の条件を満たした場合に、保険金（一時金）をお支払いします。
	<p>◆今後の保険料負担は不要 ◆途中で死亡された場合、その時点で保険金支払は終了</p> <p>要介護3以上と認定 (78歳) 1年後 (79歳) 2年後 (80歳) 9年後 (87歳)</p> <p>年額 30万円 年額 30万円 年額 30万円 年額 30万円</p>	

^{*}「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」については、【別冊】P10をご覧ください。

保険金額・保険料（1口あたり） 〈本人型〉 保険期間：1年間 (年金払型はてん補期間^{*1}：10年（10回目の保険金支払基準日まで）)

補償の型	公的介護保険連動型 (要介護3以上) 年金払型		公的介護保険連動型 (要介護2以上) 一時金払型
	A		B
タイプ名	A		B
加入上限	3口		3口
保険金額	10万円 / 年		100万円
保険料	男性	女性	性別共通
	40～44歳	10円	
	45～49歳	10円	20円
	50～54歳	20円	40円
	55～59歳	30円	80円
	60～64歳	50円	170円
	65～69歳	120円	490円
	70～74歳	200円	1,020円
	75～79歳	430円	2,220円
	80～84歳	(更新のみ) 850円	(更新のみ) 1,340円

^{*1} 1被保険者につき、1補償1タイプとなりますので、両方の補償に加入いただく際は被保険者追加が必要になります。インターネット(e-CHOICE)でお申し込みの場合は、画面左下の被保険者様タブにある「被保険者追加」ボタンから追加してください。紙の加入依頼書でお申し込みの場合は、被保険者追加に○をつけてください。

^{*} 加入後、保険金のお支払い方法を年金払から一時金払、または一時金払から年金払へ変更することはできません。

^{*} 保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢²や性別(年金払型の場合)によって異なります。

^{*} 保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢²が、年金払型の場合は、満40歳以上満79歳以下³の方に限り、一時金払型の場合は、満40歳以上満84歳以下の方に限ります。

^{*1} 年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日まで)をいいます。

^{*2} 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

^{*3} 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。

がん 「上皮内新生物」「白血病」も他のがんと同様の補償があり、保険期間は1年ごとの更新です。

団体保険
5

団体がん保険

〈団体総合生活保険(1年契約用)〉〈1年更新型・掛け捨て〉

保険期間2021年1月1日午後4時～2022年1月1日午後4時まで

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

40%割引
(団体割引25%、損害率による割引20%)

ご注意 直近の保険金の支払い状況を踏まえてがん補償保険料を改定しております。
詳細は【別冊】P26～27をご参照ください。

特長

- 1 上皮内新生物・白血病も補償の対象になります。
- 2 入院保険金は1日目から支払日数の制限なく補償します！
- 3 団体ならではの割引。**40%**の保険料割引が適用されます。
(なお、割引率は被保険者(保険の対象となる方)本人の人数および損害率等により毎年見直しされますので予めご了承ください。)
- 4 退職後は更新できません。
- 5 ご加入者は、**メディカルアシスト**等のサービスが受けられます。
詳しくは【別冊】P23をご覧ください。



お支払いする保険金の種類 あなたとご家族を「がん」から守るプランをご用意しました。

保険金をお支払いする主な場合については、【別冊】2021年度AGCグループ社員向け団体保険のご案内をご覧ください。

	診断保険金	がんと闘う準備金として がんが診断確定されたとき(※1) 入院の有無にかかわらず一時金として	100万円
	入院保険金	治療に専念していただくために がんで入院(日帰り入院も含む)された とき入院1日目から1日につき	何日でも 10,000円
	手術保険金	何回でも打ち克つために がんで手術を受けられたとき 手術の種類に応じて1回につき(※2)	何回でも(※2) 40・20・10万円
	退院後療養保険金	お見舞い返しなど退院後の出費に がんで継続して20日以上入院して 生存して退院されたとき	退院後も 10万円
	通院保険金	通院時の医療費や交通費などに がんで継続して20日以上入院した場合で入院前 または退院後の所定の期間内に通院されたとき1日につき(※3)	5,000円
	重度一時金	重いがんの場合はさらに上乗せ がんの症状が所定の重度状態にあると 診断確定されたとき(※4)	100万円
	がん特定手術 保険金	重い手術の場合はさらに上乗せ がんで胃全摘除術、片側肺全摘除術等、所定の手術をした ときに、保険金をお支払いします。(※5)	50万円
	がん女性特定手術 保険金	女性特有のがんで手術をされた場合に がんで乳房切除術等、所定の手術をしたときに、 保険金をお支払いします。(※5)	50万円
	がん葬祭費用 保険金	万が一お亡くなりになった場合は 保険期間中、ご本人ががんにより お亡くなりになったとき(実費)(※5)	万が一のときも 300万円限度

1年自動更新のがん保険すべてのタイプとも1口のみのご加入になります。

保険金額と保険料表

保険期間1年間

補償項目	本人型		夫婦型		家族型	
	男性	女性	本人	配偶者	本人	配偶者・子供
診断保険金額	100万円	100万円	100万円	60万円	100万円	60万円
入院保険金日額	1万円	1万円	1万円	6千円	1万円	6千円
手術保険金額	10万円・20万円・40万円	10万円・20万円・40万円	10万円・20万円・40万円	6万円・12万円・24万円	10万円・20万円・40万円	6万円・12万円・24万円
退院後療養保険金額	10万円	10万円	10万円	6万円	10万円	6万円
通院保険金日額	5千円	5千円	5千円	3千円	5千円	3千円
重度一時金額	100万円	100万円	100万円	60万円	100万円	60万円
がん特定手術保険金額	50万円	50万円	50万円	—	50万円	—
がん女性特定手術保険金額	—	50万円	—	—	—	—
がん葬祭費用保険金額	300万円	300万円	300万円	—	300万円	—

毎月の保険料

年齢(注1)	①新規ご加入の方		②更新の方		①新規ご加入の方		②更新の方	
	HM	HM	HF	HF	P	P	K	K
ご加入タイプ	HM	HM	HF	HF	P	P	K	K
20～24歳	110円	140円	120円	150円	170円	220円	300円	390円
25～29歳	180円	230円	210円	260円	280円	360円	410円	530円
30～34歳	350円	440円	400円	510円	530円	670円	660円	840円
35～39歳	520円	680円	600円	780円	790円	1,030円	920円	1,200円
40～44歳	780円	1,060円	890円	1,200円	1,150円	1,570円	1,280円	1,740円
45～49歳	1,210円	1,590円	1,350円	1,770円	1,760円	2,340円	1,890円	2,510円
50～54歳	1,820円	2,420円	1,980円	2,630円	2,640円	3,510円	2,770円	3,680円
55～59歳	2,910円	3,880円	3,090円	4,120円	4,190円	5,580円	4,320円	5,750円
60～64歳	4,370円	5,840円	4,550円	6,080円	6,290円	8,410円	6,420円	8,580円

本人型の場合 被保険者(保険の対象となる方)をお一人ずつご記入していただけます。被保険者となるのは、AGCグループの役員・社員およびそのご家族の方(配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟および役員・社員ご本人と同居されている親族の方)に限ります。(ただし、ご加入時年齢(注1)が満5歳以上満70歳以下の方に限ります。)

夫婦型の場合 被保険者(保険の対象となる方)は、AGCグループの役員・社員ご本人のほか、その配偶者(記名が必要です)のうち、次の年齢範囲を満たす方となります。
役員・社員ご本人：ご加入時年齢(注1)が 男性 満18歳以上満70歳以下
女性 満16歳以上満70歳以下
配偶者：新規ご加入時年齢(注1)が 男性 満18歳以上満70歳以下、かつ「ご本人の年齢+5」歳以下の方
女性 満16歳以上満70歳以下、かつ「ご本人の年齢+5」歳以下の方

家族型の場合 被保険者(保険の対象となる方)は、AGCグループの役員・社員ご本人のほか、その配偶者(記名が必要です)およびお子様のうち、次の年齢範囲を満たす方となります。
役員・社員ご本人：ご加入時年齢(注1)が 男性 満18歳以上満70歳以下
女性 満16歳以上満70歳以下
配偶者：新規ご加入時年齢(注1)が 男性 満18歳以上満70歳以下、かつ「ご本人の年齢+5」歳以下の方
女性 満16歳以上満70歳以下、かつ「ご本人の年齢+5」歳以下の方
子供：ご加入時年齢(注1)が満23歳未満の方
家族型には本人と子供のプランもあります。詳しくはAGC保険マネジメントにお問い合わせください。

- (※1) がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師等によって診断されることを要します。診断保険金のお支払いは被保険者(保険の対象となる方)ごとに保険期間を通じて1回に限ります。なお、2回目以降の診断保険金の支払いについては、それ以前の診断保険金の支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。
- (※2) 手術の種類によっては、回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。詳細は【別冊】P11をご覧ください。手術保険金のお支払額は、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍となります。
- (※3) 1回の継続入院の原因となったがんの治療を目的とする通院については45日が限度です。
- (※4) 「重度状態」とは、国際対がん連合(UICC)の定めるTNM分類等の病期分類において、がんの進行度がステージⅣに該当する診断確定された状態をいいます。
- (※5) 本人型以外を選択した場合であっても、ご本人のみが補償の対象となります。
- 新規ご加入の場合、ご加入者の保険期間(ご契約期間)の初日よりその日を含めて90日(待機期間)を経過した日の翌日の午前0時より前にご加入時年齢(注1)が満5歳以上満70歳以下の場合、保険金をお支払いできません。(初年度割引25%が適用されます。)
- この保険は、がん葬祭費用保険金を除き、死亡に対する補償はありません。
- 保険料は、被保険者(夫婦型・家族型の場合は本人)の年齢(注1)によって異なります。また、この保険は、前述の通り新規ご加入の方の場合は待機期間があるため、ご加入初年度の保険料は安くなっています。(上表①)
- 更新の方は上表②の保険料となります。(次回更新以降は、割引率の変更、保険料率の改定等により保険料が変更になる場合があります。)
- 配偶者について、死亡した場合や離婚等の理由によってご本人の配偶者でなくなった場合には、その事実が発生した時をもって保険の対象でなくなります。
- お子様の人数は何人でも保険料は同じです。(ご加入後、新たに出生されたお子様は自動的に被保険者(保険の対象となる方)の資格を得ます。なお、お子様については保険期間中に満23歳となった後、最初に到来する保険期間の末日をもって被保険者の資格を失います。満23歳を迎えたお子様については、翌年度の更新契約では、必要に応じて本人型へのご加入をご検討ください。(本人型にご加入される場合には、改めて健康状態等の告知が必要です。)
- また、合わせて23歳未満のお子様の人数に応じたご加入タイプの見直しをご検討ください。翌年度のご加入のご検討において、引き続き補償の対象に含まれる満23歳未満のお子様についても、その人数によっては「本人型」でご加入いただくほうが保険料がお安くなる場合がありますので、ご注意ください。また、戸籍上の異動によりご本人のお子様でなくなった場合は、その事実が発生した日をもって保険の対象でなくなります。)
- ご本人の年齢(注1)が満70歳を超えた場合は、配偶者、お子様についても、その年齢(注1)にかかわらず、更新のお取扱いはできませんので、ご了承ください。
- がん保険の補償内容は【別冊】2021年度AGCグループ社員向け団体保険のご案内をご覧ください。
- (注1) 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。
- 加入資格および保険の対象となる方(被保険者)はP34と【別冊】P28をご覧ください。

団体保険

所得補償 病気やケガによる所得の減少を長期にわたって補償します。

6 団体長期所得補償保険

認知症・メンタル疾患補償特約付

〈団体総合生活保険〉〈1年更新型・掛け捨て〉

25%割引
(団体割引25%)

保険期間2021年1月1日午後4時～2022年1月1日午後4時まで

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

ご注意 認知症・メンタル疾患補償特約への移行(自動読替)により、保険料を改定しております。詳細は【別冊】P26～27をご参照ください。

特長

- 1 最長満65歳の誕生日まで補償します。**
病気やケガにより就業に支障が生じ、免責期間(60日または90日)を超えてその状態が継続し、保険金お支払いの条件を満たしている場合、最長満65歳(60歳～64歳は5年間)まで保険金をお支払いします。但し、病気の種類や復職後の状況によっては、満65歳まで補償しないことがあります。
- 2 自宅療養中も補償します。**
入院に限らず、通院、自宅療養、リハビリテーション中も保険金お支払いの条件を満たしている限りお支払いの対象となります。
- 3 精神疾患(うつ病など)も補償します。**
認知症・メンタル疾患補償特約がセットされております。(最長5年間)

所得補償はあなたの生活をサポートします
こんなとき、どうしますか?

住宅ローンもまだまだこれから

これから教育費もかかるなあ

家計の生活費は自分が稼いでいる!

もし、うつ病で働けなくなったらどうしよう...

今の生活設計で大丈夫かなあ

病気やケガで働けなくなったらどうしよう

そんな不安に... 団体長期所得補償保険があります!

団体長期所得補償保険とは

団体長期所得補償保険は、被保険者(保険の対象となる方)が病気またはケガにより就業障害となった場合に、被保険者が被る損失(就業障害となることにより実際に生じた損失)について保険金をお支払いする保険です。

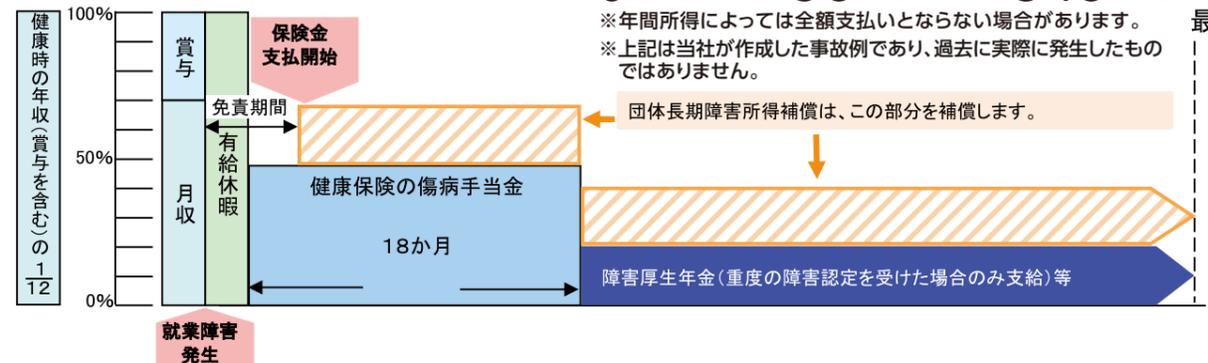
保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、【別冊】2021年度AGCグループ社員向け団体保険のご案内をご確認ください。

働けなくなった場合とは

被保険者が病気やケガ等により身体障害を被り、その直後の結果として就業に支障が生じている以下の状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

- ① 免責期間中**
被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない場合。
- ② 支払い期間開始後**
就業障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない、または一部従事することができず、かつ所得が20%超減少してしまっている場合。

補償のイメージ

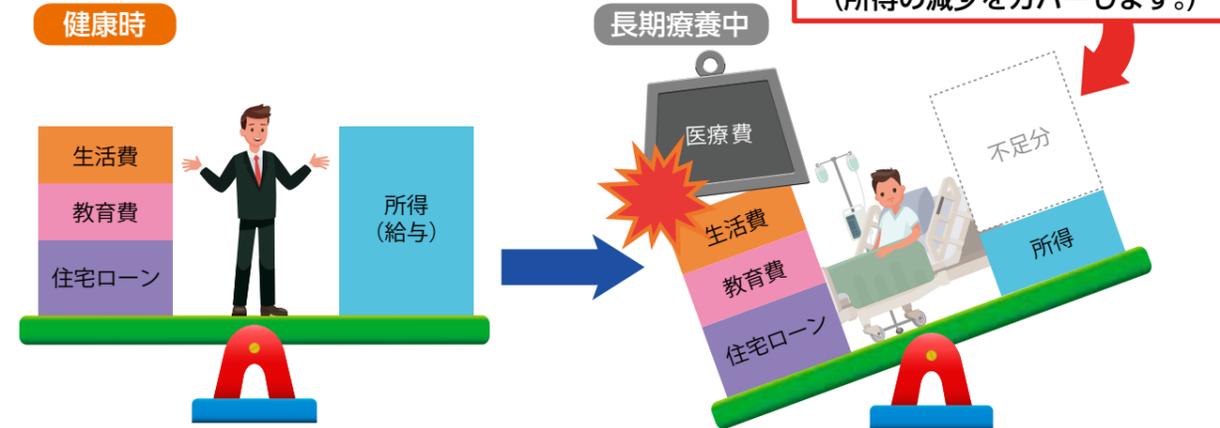


お支払い例 40歳男性 Aタイプ2口加入 5年間就業できなかった場合
(保険金額) (5年間、免責60日後) **最高受取額***
6万円 × 58ヶ月 = 348万円
※年間所得によっては全額支払いとならない場合があります。
※上記は当社が作成した事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

最長満65歳

※本図は制度をわかりやすく説明するために簡略化したものです。
※加入口数(保険金額*(月額))は、平均月間所得額(ボーナスを含む年収の1/12)の範囲内でお申込みください。
※支払基礎所得額×所得喪失率×約定給付率(100%)をいいます。

保険金額と保険料



1口あたりの保険金額(月額):3万円(上限口数5口)〈本人型〉

契約時年齢	支払基礎所得額(月額)	Aタイプ(免責60日)		Bタイプ(免責90日)	
		男性	女性	男性	女性
18～24歳	3万円 (1口あたり)	310円	200円	230円	150円
25～29歳		340円	270円	240円	190円
30～34歳		390円	380円	270円	260円
35～39歳		500円	560円	340円	400円
40～44歳		700円	850円	500円	650円
45～49歳		980円	1,190円	740円	940円
50～54歳		1,230円	1,410円	1,010円	1,210円
55～59歳		1,380円	1,420円	1,230円	1,300円
60～64歳		1,850円	1,710円	1,800円	1,680円

※支払基礎所得額は、平均月間所得額*1の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。
※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)や性別によって異なります。
*1 直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得*2の平均月額をいいます。
*2 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
●加入資格および保険の対象となる方(被保険者)はP34と【別冊】P28をご覧ください。
●65歳以上の保険料はAGC保険マネジメントまでお問い合わせください。

所得補償 病気やケガで就業ができなくなった場合の収入を補償します。

団体所得補償保険

〈団体総合生活保険〉〈1年更新型・掛け捨て〉

保険期間2021年1月1日午後4時～2022年1月1日午後4時まで

引受幹事保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

40%割引
(団体割引25%、損害率による割引20%)

特長

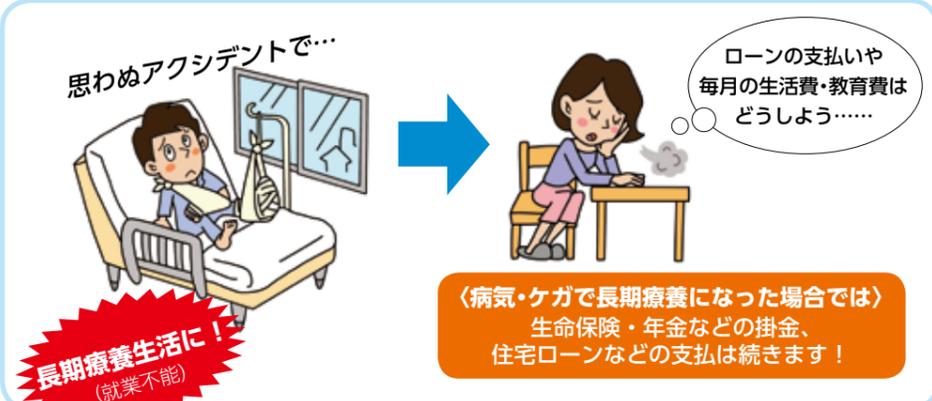
- 1 被保険者ご本人が病気やケガで8日以上就業不能になった場合の収入を補償します。
(骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。)
- 2 加入の際の医師の診査は不要です。
(加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、東京海上日動の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。)
- 3 団体ならではの**割引**。団体割引等適用により**40%も保険料が割安**です。
(なお、割引率は被保険者(保険の対象となる方)本人の人数および損害率等により毎年見直しされますので予めご了承ください。)
- 4 自宅療養※も保険金をお支払いします。
(※医師等の治療を受けており、全く働けない場合)
- 5 ご加入者は、**メディカルアシスト**等のサービスが受けられます。
詳しくは【別冊】P23～24をご覧ください。

こんなとき、どうしますか？

所得補償は、あなたの生活をサポートします。

所得補償保険とは

所得補償保険は、被保険者(保険の対象となる方)が病気またはケガにより就業不能となった場合に、被保険者が被る損失(就業不能となることにより実際に生じた損失)について保険金をお支払いする保険です。



保険料と保険金額 Aタイプ〈本人型〉

契約時年齢	月額保険金額	毎月の保険料
18～19歳	3万円 (1口あたり)	130円
20～24歳		180円
25～29歳		180円
30～34歳		230円
35～39歳		270円
40～44歳		340円
45～49歳		420円
50～54歳	*最大5口まで 加入できます。	480円
55～59歳		500円
60～64歳		510円

保険金額の設定

- ・月額保険金額の合計(3万円×加入口数)は、本人の平均月間所得額^(*)(含む賞与)の**25%以内**におさえてください。
- ・最大で**5口**まで加入できます。

ご加入にあたってここがポイント

- ①1年補償タイプ
就業不能となって、免責期間終了後1年間でのん補期間^(※)となります。就業不能期間1ヶ月につき、ご契約の所得補償保険金額(月額)全額をお支払いいたします。^(*)
^(※)てん補期間…同一の就業不能について保険金支払対象の限度となる期間のことで、免責期間終了日の翌日から1年間となります。
- ②免責期間7日
就業不能が継続して7日を超える場合に、8日目以降の就業不能月数分の保険金をお支払いいたします。^(*)
- ③保険料は、ご加入者様(被保険者)本人の2021年1月1日時点の満年齢に合わせて予め設定されています。左記月額保険金額と保険料表でご確認ください。
*1ヶ月未満の端日数が生じた場合は、1ヶ月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

- ◆「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」は、【別冊】2021年度AGCグループ社員向け団体保険のご案内をご覧ください。
- (*)1)直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得^(*)の平均月額をいいます。
- (*)2)「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 加入資格および保険の対象となる方(被保険者)はP34と【別冊】P28をご覧ください。
- 65歳以上の保険料はAGC保険マネジメントまでお問い合わせください。

ゴルフ ベストゴルファーへの条件、それは万への備えです。

団体ゴルファー保険

〈団体総合生活保険〉〈1年更新型・掛け捨て〉

保険期間2021年1月1日午後4時～2022年1月1日午後4時まで

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

40%割引
(団体割引25%、損害率による割引20%)

ゴルファー保険 (単独)

- ・ゴルファー保険の補償内容の詳細は【別冊】P14～16をご参照ください。
- ・保険金請求の際には、ゴルフ場・ゴルフ練習場の証明書が必要になります。
- ・お1人1口のみ加入となります。



ご自身の傷害 (国内外補償)	個人賠償責任 (国内外補償)	ゴルフ用品の損害 (携行品損害) (国内外補償)	ホールインワン アルパトロス 費用 (国内のみ補償)
ゴルフのプレー中に人の打ったボールに当たりケガをした	ゴルフのプレー中に誤って他人にケガをさせた	ゴルフのプレー中にクラブを折った	ゴルフのプレー中にホールインワンを達成した(祝賀会費用等を出費した)

保険金額と保険料 (本人型)

種目 タイプ名	ご自身の傷害				個人賠償責任 (免責金額:0円)	ゴルフ用品の損害 (携行品損害) (免責金額:5千円)	ホールインワン アルパトロス 費用	月々の保険料	
	死亡・後遺障害	ケガ1日当たりの保険金額		手術保険金額 ^(*)					
Aタイプ	1,000万円	15,000円	10,000円	入院中	入院以外(外来)	20万円	30万円	340円	
Bタイプ				150,000円	75,000円	国内無制限 国外1億円	30万円	100万円	800円
Cタイプ							20万円	10万円	220円

- (*)1)事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
- (*)2)事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。
- (*)3)事故の日から180日以内に受けた手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、【別冊】2021年度AGCグループ社員向け団体保険のご案内をご覧ください。
- 加入資格および保険の対象となる方(被保険者)はP34と【別冊】P28をご覧ください。

新登場

いつでも どこでも らくらく手続き
インターネットで保険に加入できます！

※今回からインターネットによる募集へと変更になりました。

ご自身・ご家族の安心をサポート！ 選べる補償
AGC グループ 団体保険
(団体総合生活保険)

お申込み・詳細についてはこちらから！

らくらくアクセス！ (イーチョイス)
新: ネット募集システム e-CHOICE

平日夜間、休日もお手続きいただけます。ご自宅でのお手続きも可能です！

一斉募集期間終了後はこちら



右記 URL もしくは QR コードにアクセスいただき、お見積りに必要な簡単な情報を入力いただければ、すぐに加入手続きができます。

AGIM ホームページからもアクセスできます
<https://www.agim.co.jp/active/>

一斉募集期間中はこちら



スマートフォンでも
手続きできます



<http://ezoo.jp/ds4/A0020272101>

団体扱保険
9

自動車保険

Total assist
自動車保険
(総合自動車保険)

30%割引

AGCグループの皆さまのお陰で、
今年度も割引率30%をキープできました。

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

特長

- 1 現在の無事故割増引を継承(ノンフリート等級) (ただし、一部の共済を除きます。) さらにAGC団体扱割引30%適用! (*1)
- 2 給与天引きだから手間が掛かりません!
- 3 退職後も団体扱が継続できて安心!
- 4 申込手続きは署名だけで簡単!

スマホで簡単
見積り依頼



AGCグループ契約台数 **13,000台突破!!**

AGCグループの社員・退職者・ご家族の方限定!

- ▶ ご家族のお車も
- ▶ 退職後も
- ▶ 切替えても

Total assist
自動車保険

大口団体扱割引

30%適用

*1 AGCグループの団体扱割引30%は2020年10月1日から2021年9月30日までの始期契約に適用されます。割引率は団体の損害率等によって毎年見直されます。

●団体扱自動車保険のご契約にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。団体扱の対象となる方の範囲(契約者・記名被保険者・車両所有者)や団体扱特約失効時の取扱い、ご不明な点等がある場合は、AGC保険マネジメントまでお問合せください。



東京海上日動の自動車保険が選ばれている理由

事故や故障に備えて入る保険だからこそ、いざというときにお役に立てる「万全の初期対応」と「事故時の解決力」で安心をお届けします。

1 事故・故障発生時にご安心いただける 万全の体制

24時間 365日対応

夜間・土日祝日も即日対応

事故・故障発生! 事故を起こしてしまった!

車が動かない! どうしよう...

お客様が最も不安な「事故発生から24時間」をしっかりとサポートします。

事故現場アシスト (サービス)

事故現場でお困りの場合に、専門スタッフがお客様にご相談を承り、状況に応じてアドバイスします。

自力走行不能となった現場に24時間365日かけつけます。

ロードアシスト (車両搬送・応急対応・レンタカー費用等) 補償特約 (15日) およびサービス

本特約には「ロードアシスト」および「レンタカー等諸費用アシスト」がセットされ、ご契約のお車について、事故・故障・盗難等により必要となる「車両搬送費用」「緊急時応急対応費用」「レンタカー費用」「車両引取費用」「代替交通費用」の補償をご提供します。また、事故や故障時のレッカー搬送、お車のトラブル時の応急対応等のサービスをご提供します。

2 相手方との交渉が必要な事故でも円満解決をサポートする 事故時の解決力

ご存知ですか? 実は事故に遭われた方の約75%は相手の方との交渉が必要になっています。*2

*2: 東京海上日動の2018年度事故対応実績等から算出

相手の方と意見が食い違ってしまった...

交渉や手続きは順調に進んでいるだろうか...

解決!
(保険金のお支払い)

円満解決に導く3つの解決力「チーム・エキスパートの解決力」

解決力1 高い専門性に基づくアプローチ

円満解決に向けて、各分野のエキスパートがチームアプローチでお客様をサポートします。

解決力2 安心・充実のネットワーク

全ての都道府県に配置したネットワークで、「顔の見える」きめ細やかな対応を行います。

国内損害サービス拠点数 **240カ所***4

解決力3 圧倒的な事故対応件数

保険金のお支払いだけに留まらない、各々の事故に応じた解決策をご提案します。

年間の自動車事故対応件数 **277万件***5
(保険会社全体で年間約1000万件*5の保険金請求)

*3: 2018年7月時点 *4: 2019年7月時点 *5: 2018年度実績。1つの事故で事故対応が複数回発生している場合もあります。

大口団体扱割引10%、一時払でさらに5%割引の割安な火災保険です。

団体扱保険
10

火災保険

Total assist
住まいの保険

10%割引

地震保険についてもご検討ください。

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

特長

- 1 AGCグループだけの大口団体扱割引**10%**(*1)があります!
- 2 長期契約(5年まで)も大口団体扱割引が適用! 年払いにすると、さらに割引になります。
- 3 給与天引きだから手間がかかりません!
- 4 退職後も団体扱が継続できて安心!

スマホで簡単
見積り依頼



ここ近年、地震・豪雨・竜巻等... 想定外の天災が起こっていますが、 もしもの時の備えは大丈夫ですか?

火災リスク 火災 落雷等	風災リスク 台風 竜巻 雪災等	水災リスク 豪雨 土砂崩れ等	盗難&水濡れ等リスク 盗難 水濡れ 車両の衝突等	破損等リスク 破損(建物) 破損(家財)等	地震リスク 地震等による倒壊 津波 地震等による火災等
---------------------------	---------------------------------	-----------------------------	--	------------------------------------	---

Point 1 火災の補償は2種類あります。

①「家財の補償」は充分ですか?

火災保険に加入されていても、建物のみですと、テレビや家具等、大切な家財は補償されません。



②「建物の補償」は充分ですか?

台風や洪水だけではなく、ゲリラ豪雨等による内水氾濫や土砂崩れ等のリスクも年々高まっています。



Point 2 「地震への備え」をされていますか?

火災保険だけでは、「地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害」は補償されません。(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)

*火災保険とあわせて地震保険をご契約いただく必要があります。



(*1) 大口団体扱割引10%は、2020年2月1日から2021年1月31日までの保険期間の始期日の契約に適用されます。割引率は毎年の団体の契約件数により見直されます。

- 地震保険は割引(大口団体扱割引10%および団体扱一時払による割引5%)の対象とはなりません。
- 団体扱のご契約者はAGCグループ社員および退職者の方に限ります。被保険者(補償を受けられる方)は、ご契約者、ご契約者の配偶者、ご契約者またはその配偶者の同居の親族、ご契約者またはその配偶者の別居の扶養の親族のいずれかの場合もご契約いただけます。対象となるグループ会社についてはAGC保険マネジメントまでお問い合わせください。
- トータルアシスト住まいの保険は「住まいの保険および地震保険」のペットネームです。ご契約にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。詳細内容は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。団体扱特約失効時の取扱いや、2021年2月1日以降の大口団体扱割引率その他ご不明な点等がある場合は、代理店AGC保険マネジメントまでお問い合わせください。
- 本頁は、「住まいの保険」および「地震保険」について、概要を記載したものです。

医療保障 「病気」・「ケガ」の一生保障*をご希望の方にお勧めします。 *一部の特約は除きます。

団体扱保険 11 終身医療保険

約0.8%割安
(団体扱割引)

アフラックの商品は…
①給与引取りのため保険料の払い込み漏れの心配なし
②年末調整も控除証明書の提出いらずでスムーズ

Aflac 引受保険会社 アフラック

特長

ライフステージの変化に ちゃんと応える 医療保険 EVER ちゃんと応える3つのポイント!



- 1 日帰り入院でも一律5日分を保障します!**
例えば、肺炎・胃腸疾患・帝王切開術・多胎分娩の入院も対象です。
- 2 入院前60日と退院後120日以内の通院を最高30日まで保障!**
さらに、通院給付金日額を入院給付金日額と同額*1に設定しました!
*1 通院ありプランの場合 (ただし上限額があります)
- 3 約1,000種類の手術を保障します!**
例えば、白内障の手術・帝王切開術・大腸ポリープの手術も対象です。
ただし、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術に限ります。

特約

特約で**三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)**や**働けなくなるリスク**や**介護のリスク**への備えなど、保障を強化できます。

- ・統合先進医療特約
- ・三大疾病一時金特約
- ・三大疾病無制限型長期入院特約
- ・入院一時金特約
- ・女性疾病入院特約*
- ・女性特定手術特約
- ・就労所得保障一時金特約
- ・精神疾患保障一時金特約
- ・介護一時金特約
- ・認知症介護一時金特約
- ・終身特約
- ・ケガの特約

* EVER に〈女性疾病入院特約〉をプラスするとレディース EVER になります。

さらに、「三大疾病になった場合、以後の保険料の払込みが不要になるコース」が選べます!
(三大疾病保険料払込免除特約を付加した場合)



健康や医療・介護に関する相談、
病気やケガをしたときの不安や悩みなどを
幅広くサポートします。

- このサービスは、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研、(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- このサービスは2019年1月21日現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- このサービスについて、詳しくはアフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/iryosoudansupport.html> をご確認ください。

保険料表 保険料払込期間：終身(総合先進医療特約、三大疾病無制限型長期入院特約は10年更新) 月払保険料[団体取扱]定額タイプ
入院給付金日額：5,000円 入院給付金支払限度：60日型 三大疾病保険料払込免除特約なし 総合先進医療特約付き
三大疾病無制限型長期入院特約付き 通院ありプランの通院給付金日額：5,000円 (2020年7月現在)

性別	男性					女性				
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
EVER 通院ありプラン	1,647	2,032	2,677	4,107	6,512	1,762	2,047	2,417	3,587	5,432
EVER 通院なしプラン	1,287	1,587	2,107	3,202	5,092	1,367	1,587	1,887	2,777	4,202

〈総合先進医療特約〉〈三大疾病無制限型長期入院特約〉以外の特約の保険料については募集代理店までお問い合わせください。

※〈総合先進医療特約〉〈三大疾病無制限型長期入院特約〉の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。
※健康状態によっては、記載の保険料と異なる保険料となる場合があります(保険料が割増となる場合があります)。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。

詳しくは、「パンフレット」「契約概要」等をご確認ください。

医療保障 病気やケガによる入院・手術等を一生保障します。

団体扱保険 12 終身医療保険

約1.7%割安
(団体扱割引)

*2020年8月現在の料率です。
□座振替扱いよりも約1.7%割安です。

&LIFE新医療保険Aプレミア
2020年4月から団体扱いの取扱を開始しました! 引受保険会社 MS&AD 三井住友海上あいおい生命

特長

- 1 簡易告知制度を導入しました!**
AGCグループにお勤めの方とご家族(配偶者・子・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹)の方は、簡単な告知で医療保険にお申込みいただけます。
- 2 八大疾病入院無制限給付特約を付加すると、約款所定の八大疾病(ガン、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患、大動脈瘤等、糖尿病、肝疾患、腎疾患、膀胱疾患)により入院されたとき、疾病入院給付金を1回の入院・通算ともに支払限度日数無制限で保障します!**
- 3 先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかわる技術料と、約款所定の交通費・宿泊費(1泊につき1万円を限度とします)を、保険期間通算2,000万円までお受け取りいただけます。**

*先進医療の保障は、医療技術、医療機関および適応症等によってはお支払対象とならないことがありますのでご注意ください。

AGCグループにお勤めの方と
そのご家族*の方は
簡単な**3つの告知**(男性は2つ)で
医療保険にお申込みができます!!



* 簡易告知制度でお申込みできるご家族(被保険者)⇒AGCグループにお勤めの方の配偶者・子・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹

主契約、先進医療特約(無解約返戻金型)、通院給付特約(無解約返戻金型)(18)をご希望の場合は
質問1、2、3がすべて「いいえ」であればお申込みいただけます。

質問1	申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか	いいえ	「はい」がひとつでもある場合はお申込みいただけません。
質問2	申込日より過去1年以内に、病気で継続して10日以上入院をしたことがありますか	いいえ	
質問3	申込日現在、妊娠していますか(女性のみ)	いいえ	

*上記以外の特約をご希望の場合は追加で告知が必要です。

- *お申込み時の告知が全て「いいえ」の場合でも、三井住友海上あいおい生命の過去のお申込み(または同時申込みした他の保険商品)の引受内容により、お引受けができない場合があります。
- *責任開始期間に生じた病気やケガにより、入院・手術等をされた場合、入院給付金・手術給付金等はお支払いできません。ただし、以下のときは責任開始期以後に発生した原因によるものとみなし、入院給付金・手術給付金等をお支払いします。
・責任開始期前に、被保険者さまが原因となった病気やケガについて医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その原因となった病気やケガによる症状について、ご契約者、または被保険者さまが認識または自覚していた場合を除きます。

保険料表 &LIFE 新医療保険Aプレミア(払込期間中無解約返戻金型)

保険期間・保険料払込期間：終身 保険料払込方法：月払・団体A扱
入院給付金日額：5,000円 支払限度の型：60日型 手術給付金の型：手術I型 八大疾病入院無制限給付特約付
■先進医療特約(無解約返戻金型)

	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
男性	1,466円	1,591円	1,751円	1,956円	2,216円	2,541円	2,956円	3,476円	4,101円	4,891円
女性	1,631円	1,751円	1,821円	1,886円	2,006円	2,206円	2,481円	2,841円	3,301円	3,836円

- *【&LIFE新医療保険Aプレミア】は「低・無解約返戻金選択型医療保険(18)無配当」の販売名称です。
- *保険料払込期間中に解約された場合には、解約返戻金はありません。
- *特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- *生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

団体扱保険

入院・手術から
先進医療まで
充実した
一生保障!

がん 「がん」に手厚い医療保障をご希望の方にお勧めします。

終身がん保険

団体扱保険
13

約1.0%割安
(団体扱割引)

アフラックの商品は…
①給与引去りのため保険料の払い込み漏れの心配なし
②年末調整も控除証明書の提出いらずでスムーズ

一部終身保障ではない保障を含みます。

Aflac 引受保険会社 アフラック

3つの特長

ポイント1

がん治療を
サポートします

診断給付金
診断時の一時金があると入院の準備や治療費、生活費等に自由に使えます。

基本保障一部
入院給付金
………
通院給付金

ポイント2

特約を付加し、
保障を手厚く
カスタマイズできます

シンプルな基本保障だからこそ、お客様のニーズに合わせて保障をカスタマイズできます！

基本保障



特約

ニーズに合わせて各種特約をプラスできます。

ポイント3

もしものときに頼りになる
サービスがご利用いただけます

がん専門相談サービス プレミアサポート
納得した治療方法の選択ができるよう、相談できる専門家たちのサポートが受けられます。

がん治療に伴う生活情報サービス
がんになっても、今まで通り自分らしく過ごしたいという想いに応える情報を提供します。

がん専門相談サービス プレミアサポートは株式会社アフラックが提供するサービスです。がん治療に伴う生活情報サービスは株式会社アフラックが提供するサービスです。これらのサービスはアフラックの保険契約による保障内容ではありません。

保障内容

生きるためのがん保険Days1 AGCグループオリジナルがん保険 入院給付日額5,000円

項目	内容	回数	金額	対象
診断	一時金として	それぞれ1回限り	がん50万円	上皮内新生物5万円
複数回診断	「がん」「上皮内新生物」それぞれ2年に1回を限度。回数無制限	1回につき	がん50万円	上皮内新生物5万円
入院	1日目から回数無制限	1日につき	5,000円	
通院	三大治療のための通院や所定の通院期間中(365日以内)の通院は回数無制限	1日につき	5,000円	
手術	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする手術を受けたとき。一連の手術については14日間に1回を限度。回数無制限	1回につき	10万円	
放射線	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする放射線治療を受けたとき。60日に1回を限度。回数無制限	1回につき	10万円	

保険期間
終身

特約

特約を付加することで、
保障を強化できます！

契約年齢：0歳～満85歳(女性ががん特約は満15歳～満70歳まで)

女性特有のがんの手術に備える*

抗がん剤・ホルモン剤治療に備える*

抗がん剤・ホルモン剤治療特約

がん治療の副作用や手術による外見の変化に備える*

外見ケア特約

がんの先進医療に備える*

がん先進医療特約

緩和ケアの費用に備える*

緩和療養特約

長引く治療に備える*

特定診断給付金特約

保険料の払込負担に備える*

特定保険料払込免除特約

*上皮内新生物は保障の対象外



がん保険には保障の開始まで待ち期間(保障されない期間)があります。

性別	男性					女性				
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
男性	1,225円	1,685円	2,400円	3,545円	5,210円	1,195円	1,575円	2,035円	2,520円	3,105円

特約の保険料については募集代理店までお問い合わせください。

2020年7月現在

詳しくは、「パンフレット」「契約概要」等をご確認ください。

がん 多様化するガン治療(手術・放射線治療・抗ガン剤治療等の化学療法)に備えることができます。

終身がん保険

団体扱保険
14

約1.7%割安
(団体扱割引)

*2020年8月現在の料率です。
口座振替扱いよりも約1.7%割安です。

&LIFEガン保険スマート

2020年4月から団体扱いの取扱を開始しました！

引受保険会社

MS&AD

三井住友海上あいおい生命

特長

ガン保険は「長期間」、「繰り返し」、「幅広い」保障がポイント！

1 ガンで入院・手術をされたとき

入院給付金と手術給付金は、支払限度日数・回数の制限なし
ガン根治放射線照射(粒子線治療を含む)・ガン温熱療法も対象
入退院の繰り返しや入院が長期間となった場合、転院・再入院でも安心

注目

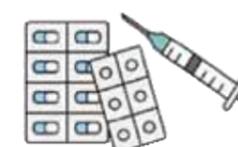
初期段階の
上皮内ガンから保障

2 ガンと診断されたとき[ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18)]

ガンと初めて診断確定されたとき、およびその後1年経過後にガンで入院されたとき、
1年に1回を限度に何度でも繰り返し保障

3 ガンで通院したとき[ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)](注1)

ガン治療の通院を保障(入院の有無は問いません)
ガンと診断確定されてから5年間(お支払対象期間)の通院は何日でも保障



現役世代～退職後のセカンドライフまで一生涯保障



ガンと診断されたときからガン治療を幅広くカバーします。



保険料表 &LIFE ガン保険スマート

保険期間・保険料払込期間：終身 保険料払込方法：月払・団体A扱

ガン入院給付日額：5,000円 ■ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18)(注2)

■ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18) ガン診断給付金額：50万円 ■ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)

	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
男性	1,300円	1,444円	1,640円	1,886円	2,212円	2,635円	3,164円	3,834円	4,592円	5,315円
女性	1,337円	1,457円	1,616円	1,814円	2,031円	2,232円	2,453円	2,712円	3,005円	3,291円

(注1) 次の期間(支払対象期間)中の通院が対象となります。

●ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定された日からその日を含めて5年間

●最終の支払対象期間が満了した日の翌日以後に次のいずれかに該当した日からその日を含めて5年間

(1)ガンが再発したと診断確定されたとき (2)ガンが他の臓器に転移したと診断確定されたとき

(3)ガンが新たに生じた診断確定されたとき (4)ガンの治療を目的として入院されたとき

* 通院には往診・訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。

* 検査や経過観察のための通院、美容上の処置による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取りのみの通院、ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院等はガン治療通院給付金のお支払対象外です。

(注2) ガン先進医療給付金は、受療した先進医療にかかわる技術料と約款所定の交通費・宿泊費をお支払いいたします。なお、保険期間を通じて2,000万円が限度です。先進医療の保障は、医療技術・医療機関および適応症等によってはお支払対象とならないことがありますのでご注意ください。同一の被保険者が三井住友海上あいおい生命の先進医療関係特約を複数付加することはできません。

*「&LIFEガン保険スマート」は「ガン保険(無解約返戻金型)(18)無配当」の販売名称です。

*責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をガン給付責任開始日としてガンに関する保障を開始します。

*保険料払込期間中に解約された場合には、解約返戻金はありません。特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

*生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

がん アフラックのがん保険にご加入いただいている方へ

団体扱保険
15

終身がん保険

アフラックの商品は…

- ①給与引去りのため保険料の払い込み漏れの心配なし
- ②年末調整も控除証明書の提出いらずでスムーズ

約**1%*** 割安
(団体扱割引)

一部終身保障ではない保障を含みます。
*契約年齢やプランにより、割引率は変わります。

引受保険会社 アフラック

介護 介護に備えながら65歳時にライフプランに合わせて4つのプランが選べます。

団体扱保険
16

介護保険

アフラックの商品は…

- ①給与引去りのため保険料の払い込み漏れの心配なし
- ②年末調整も控除証明書の提出いらずでスムーズ

約**0.9%** 割安
(団体扱割引)

引受保険会社 アフラック

ご自身の「がん保険」の保障内容をご確認ください!!

がんを診断されたときの一時金も通院の保障もないんだ…

新がん保険
[1口]
(ご本人の保障)の場合
上皮内新生物は保障の対象外

65歳以降、半額になる保障があるんだ…
通院保障は20日以上
入院しないと出ないのね…

スーパーがん保険
[1口]
(ご本人の保障)の場合
上皮内新生物は保障の対象外

治療後の生活や長引く治療の保障があつたらなあ…

スーパーがん保険 II型 [1口]
(ご本人の保障)の場合
上皮内新生物は保障の対象外

21世紀がん保険 BESTプラン
[1倍]
(ご本人の保障)の場合
解約払戻金なしタイプ

保障内容 保険期間：終身

保障内容	新がん保険 [1口]	スーパーがん保険 [1口]	スーパーがん保険 II型 [1口]	21世紀がん保険 BESTプラン [1倍]
診断給付金 初めて診断確定されたとき	—	1回限り 100万円 ※65歳以降は半額になります。	1回限り 100万円 ※65歳以降は半額になります。	それぞれ1回限り がんの場合 100万円 上皮内新生物の場合 10万円
通院給付金 所定の日数以上の継続入院後、 通院したとき	—	1日につき 5,000円 20日以上継続入院後、がん の治療目的で通院したとき ※65歳以降は半額になります。	1日につき 5,000円 20日以上継続入院後、がん の治療目的で通院したとき ※65歳以降は半額になります。	1日につき 5,000円 5日以上継続入院後、がん・ 上皮内新生物の治療目的 で通院したとき
特定治療通院給付金 特定のがん治療を受けるために 通院したとき (入院しなくても)	—	—	—	1日につき 5,000円 ※上皮内新生物は保障の対象外
がん高度先進医療給付金* がんの診断や治療で所定の先進 医療を受けたとき	—	—	—	技術料に応じて 6~140万円 ※上皮内新生物は保障の対象外
入院給付金 入院したとき	1日につき 15,000円 がんの治療目的で入院 したとき	1日につき 15,000円 がんの治療目的で入院 したとき	1日につき 10,000円 がんの治療目的で入院 したとき	1日につき 10,000円 がん・上皮内新生物の治 療目的で入院したとき
在宅療養給付金 がんで入院給付金の支払われる20日 以上の継続入院後、在宅療養したとき	1 退院につき (退院時に) 20万円	1 退院につき (退院時に) 20万円	1 退院につき (退院時に) 15万円	—
手術給付金 手術したとき	—	—	—	1 回につき 20万円 がん・上皮内新生物の治療目 的で所定の手術をしたとき
死亡保険金 がんで死亡したとき	がんで死亡したとき 150万円 (がん以外で死亡したとき 15万円) ◎65歳以降は半額になります。	がんで死亡したとき 150万円 (がん以外で死亡したとき 15万円) ◎65歳以降は半額になります。	がんで死亡したとき 100万円 (がん以外で死亡したとき 10万円) ◎65歳以降は半額になります。	がんで死亡したとき 10万円 ※上皮内新生物は保障の対象外

記載の各がん保険は代表的な例です。既契約内容の詳細については「保険証券」または「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

21世紀がん保険には他の保障プランもありますのでご確認ください。

◎特約を付加した場合などで65歳以降保障が半額にならない場合もあります。

* 保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症 (対象となる疾患・症状等) および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。

医療の進歩に伴い、必要ながんの保障は変化しています。

ご契約中の〈がん保険〉は、**現在のがん治療に対応していない場合があります!**

いざというとき、保障がなかったということがないように現在のがん治療に対応した保障を備えることが大切です!

あなたの「がん保険」を医療の進歩に合わせてアップグレード!

契約年齢: 0歳~満85歳まで

ご加入中の「がん保険」を活かして、現在の治療に対応したがん保障へ!

生きるためのがん保険Days1プラス+がん先進医療特約+診断給付金複数回支払特約

通院給付金日額5,000円 保険期間: 終身 (抗がん剤治療給付金・ホルモン剤治療給付金・がん先進医療給付金・がん先進医療一時金は10年)

B プ ラ ン	診断給付金	通院給付金	手術治療 給付金	放射線治療 給付金	抗がん剤治療 給付金*2	ホルモン剤 治療給付金*2	がん先進医療 給付金*2	がん先進医療 一時金*2	複数回診断 給付金*1
	1回限り 一時金として がん 25万円 上皮内新生物 2.5万円	1日につき 5,000円	1回につき 5万円	—	—	—	—	1回につき 先進医療にか かる技術料の うち自己負担 額と同額	1回につき 15万円

*1中途付加できません。 *2上皮内新生物は支払対象外です。

※保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症 (対象となる疾患・症状等) および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。

<Days1プラス>は、現在ご契約中のアフラックの「がん保険」とあわせてご契約いただくことを前提とした商品ですので、どちらも大切にご継続ください。

*詳細については「契約概要」等をご覧ください。

特長 ここがおすすすめ! 2つのポイント!

- 1 介護はもちろん、高度障害も保障します。(65歳までの保障)
- 2 将来、年金としても受け取ることができます。(65歳以降の保障)

おすすめ年金プラン

働き盛りの保障
65歳まで

ご契約例
女性 30歳
の場合

月払保険料
【団体取扱】
9,066円

保険料払込期間
: 65歳

累計払込保険料
3,807,720円

介護年金10年コース保険期間: 終身
基準介護年金年額60万円コース

「痴ほう (認知症)」または「寝たきり」による所定の要介護状態になった場合

介護一時金
一時金として (1回限り) **60万円**

介護年金
年額 **60万円**
(月々5万円 × 12カ月) ×
最長 10年まで

要介護状態や高度障害状態になり「介護年金」「高度障害年金」のお支払いが続くかぎり保険料のお払込みは免除されます。

基準介護年金年額は、30万円から10万円単位で最高800万円までお選びいただけます。

所定の高度障害状態になった場合

高度障害一時金
一時金として (1回限り) **60万円**

高度障害年金
年額 **60万円**
(月々5万円 × 12カ月) ×
最長 65歳まで

死亡された場合

死亡時までの経過年数による**死亡保険金**をお支払いします。

65歳時に下の4つのプランから1つを選択

将来の保障 65歳以降

生活に備える2つのプラン

- 1 65歳から確定年金として受取る
10年確定年金プラン
(5年確定年金もお選びいただけます)
年金受取総額
(10年間で受取りいただけます)*1
3,531,960円
- 2 65歳時に一時金として受取る
一時金受取プラン (解約払戻金)
解約払戻金
3,471,204円

◎65歳の契約応当日の前日に解約した場合です。
65歳の契約応当日以後に解約した場合、介護保障プランの死亡保険金額(60万円)を限度として、経過年数により計算し、お支払いします。

介護に備える2つのプラン

- 3 介護年金の保障を継続する
介護保障プラン
「痴ほう (認知症)」「寝たきり」による所定の要介護状態になった場合
介護一時金
一時金として (1回限り) **60万円** + 介護年金
60万円 × 10年を限度
死亡保険金 **一律 60万円**
- 4 公的介護保険の認定を受けた場合、
「B」のプランよりも高い金額の年金を受取ることができる
公的介護保険制度連動年金プラン
公的介護保険制度連動
年金受取総額 **75歳で受取り**の例*1
(10年間で受取いただいた場合)
3,755,230円
(公的介護保険の認定を受けない場合でも一時金を受取ることができます。(認定された場合より少ない金額になります。))

★親の介護、配偶者の介護、ご自身の介護など、人生におけるさまざまな場面で起こりうる介護への備えを是非ご検討ください。

上記はスーパー介護年金プランVタイプ総合型 介護年金10年コース 死亡保険金額通増期間満了年齢:65歳 保険料払込期間:65歳払済 団体取扱 月払 基準介護年金年額 60万円の場合です (2020年7月現在)

*1 プラン変更後の保障内容・年金額などは2020年7月現在の特約条項・基礎率などで計算したものです。今後変更となる場合があります。

○保険料60歳払済や5年確定年金のプランもあります。 ○中途解約した場合、解約払戻金は累計払込保険料より少なくなります。短期間で解約された場合、解約払戻金はないかあってもごくわずかです。

*詳細については「契約概要」等をご覧ください。

各保険の取扱いと留意点

	契約始期	加入資格	保険期間	保険料控除	医師の診査	退職後の取扱い
団体定期保険 (希望者加入)	2021年1月1日	・本人…役員・社員で申込書記載の告知内容*1に該当し、2021年1月1日現在満17歳6ヶ月を超え、満65歳6ヶ月までの方 (AGCグループ会社(AGC以外)役員・社員の加入については、当該保険に加盟する会社のみ加入できます) ・配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容*1に該当し、2021年1月1日現在満17歳6ヶ月を超え、満65歳6ヶ月までの方 ・子ども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容*1に該当し、2021年1月1日現在満2歳6ヶ月を超え、満22歳6ヶ月までの方	1年間 (2021年1月1日から2021年12月31日まで) で以後毎年更新(中途加入の場合は、責任開始期(加入日)から2021年12月31日まで)	2021年1月度 給与より (中途加入時の初回保険料控除は、「中途加入について」を参照)	無診査 (加入申込書に記載の告知内容を確認のうえ申込み(告知書扱))	退職日の直前まで2年以上、継続加入の場合は退職後商品に加入可能(団体定期保険(希望者加入)200万円コース以上が対象)
団体医療保険		<保険の対象となる方(被保険者)ご本人の範囲>*2 役員・社員とその配偶者及び子供で、2021年1月1日現在満3歳以上満65歳までの方 (更新は最長満90歳)			医師による診査は不要(加入時に健康状態を告知)	退職者団体として更新可(最長満90歳)*4
団体傷害保険		<保険の対象となる方(被保険者)ご本人の範囲>*2*3 役員・社員とその配偶者・ご両親・ご兄弟・お子様・役員・社員と同居の親族の方(団体傷害保険は満70歳までの方) ※ただし家族プラン(団体傷害保険)のご本人となれるのは役員・社員本人のみです。ご注意ください。			なし	退職者団体として更新可(最長満70歳)
団体ゴルファー保険						退職者団体として更新可
団体がん保険	2021年1月1日 午後4時	役員・社員とその配偶者・ご両親・ご兄弟・お子様・役員・社員と同居の親族の方で年齢条件を満たす方*2 ※ただし、家族型・夫婦型のご本人となれる方は役員・社員本人のみとなります。	2022年1月1日 午後4時までの1年間 (1年ごと更新)	2021年3月度 給与より		
団体所得補償保険		役員・社員本人のみ (2021年1月1日現在 満18歳以上 満69歳までの方)			医師による診査は不要(加入時に健康状態を告知)	更新不可
団体長期所得補償保険		<保険の対象となる方(被保険者)ご本人の範囲>*2 役員・社員とその配偶者・ご両親・ご兄弟・お子様・役員・社員と同居の親族の方で、 年金払型は2021年1月1日現在満40歳以上満79歳(更新は満84歳)までの方 一時金払型は2021年1月1日現在満40歳以上満84歳までの方				
団体介護補償保険						
終身医療保険	2021年1月1日	社員とその配偶者、二親等以内の親族で、2021年1月1日現在0歳以上満85歳までの方	終身	アフラック: 2020年12月度 給与より 三井住友海上 あいおい生命: 2021年2月度 給与より	医師による診査は不要(申し込み時に健康状態を告知)	継続可
終身がん保険	2021年1月1日	社員とその配偶者、二親等以内の親族で、2021年1月1日現在0歳以上満85歳までの方				
介護保険	2021年1月1日	社員とその配偶者、二親等以内の親族で、2021年1月1日現在満18歳以上満60歳までの方		2020年12月度 給与より		

※1【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども
【現在の健康状態】
申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者・子ども共通
【過去12ヵ月以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

<別表>
がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

* 告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※2 「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説は【別冊】P9をご覧ください。

※3 個人事業主・会社役員等、住居と職場を同じくする方、就業中と否との区別が明らかでないご職業の方や職業に就かれていない方は、団体傷害保険(F3、F4型を除きます。)にはご加入できませんので、ご了承ください。

※4 ご退職時のご注意事項
ご退職後は下記条件に合致する場合に限り、満90歳になるまで更新することができます。

	年齢	ご本人の在職中
社員本人	満90歳まで	満45歳以上且つ勤続3年以上の方
配偶者		上記に該当する社員の配偶者の方
子		退職者団体ではご加入いただけません。

○事務上のお問合せ先 AGC(株)人事部 国内人事グループ 連絡先:03-3218-5233

○募集代理店 AGC保険マネジメント株式会社 連絡先:03-6222-6980

税法上の取扱い (2020年8月現在)

	保 険 料	保 険 金		解約返戻金 満期返戻金
		死亡保険金	高度障害保険金 入院給付金	
団体定期保険 (希望者加入)	払込保険料の全額または一部は、年末調整時に控除限度額以内で、所定の生命保険料控除の対象となります。*	本人の死亡保険金は法定相続人1人につき500万円まで非課税です(ただし、受取人が法定相続人に該当する場合です)。*1 ※2 本人が受取る配偶者・子どもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。所得税に加え復興特別所得税が課税されます。また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。	非課税	
団体医療保険 団体がん保険	払込保険料(葬祭費用補償特約部分保険料を除く)は年末調整時に介護医療保険料控除の対象となります。			
団体所得補償保険 団体長期所得補償保険 団体介護補償保険	払込保険料は年末調整時に介護医療保険料控除の対象になります。		非課税 (所得税法第9条)	
団体傷害保険 団体ゴルファー保険	保険料控除の対象となります。	受取人が法定相続人の場合、法定相続人1人につき500万円まで非課税です。(配偶者・子供の死亡保険金は一時所得課税。ただし、受取人が本人以外の場合は贈与税が課税されることもあります。)(相続税法第12条1項5号)		
終身医療保険 終身がん保険	払込保険料は年末調整時に介護医療保険料控除の対象になります。*		非課税	
介護保険	払込保険料は年末調整時に一般生命保険料控除の対象になります。*	受取人が法定相続人の場合、法定相続人1人につき500万円まで非課税。		満期返戻金・解約返戻金(満期返戻金-払込保険料)は一時所得税となり、50万円まで非課税となり、50万円超の部分については、超えた額の1/2が非課税対象となります。(所得税法第34条)

* 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。
 ※1 生命保険料控除制度につきましては、2012年1月1日以降始期契約より、「介護医療保険料控除」が新設され、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」を加えた3枠による制度に改正されました。
 ※2 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の施行により、平成25年1月から25年間は、復興特別所得税が加算されます。

各保険と引受保険会社

◆ 団体定期保険(希望者加入)

※団体定期保険は、AGC株式会社*が明治安田生命保険相互会社と締結した災害割増特約付子ども特約付子ども災害割増特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

明治安田生命保険相互会社(事務幹事) 連絡先:03-3560-5700 MY-A-20-団-006123
 日本生命保険相互会社

・この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。
 ・相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

◆ 団体総合生活保険(団体医療保険(1年更新型)・団体傷害保険・団体ゴルファー保険・団体がん保険(1年更新型))

団体所得補償保険・団体長期障害所得補償保険・団体介護補償保険・自動車保険・火災保険
 引受幹事保険会社:東京海上日動火災保険株式会社 担当課 化学産業営業部営業第一室 連絡先:03-3285-1831
 代理店:AGC保険マネジメント株式会社 <20-T02132>

◆ 終身医療保険(ちゃんと応える医療保険EVER)

終身がん保険(AGCグループオリジナルがん保険)・<生きるためのがん保険Days1プラス>
 介護保険(スーパー介護年金プランVタイプ)
 引受保険会社:アフラック 東京第二法人営業部 連絡先:03-3344-1473 AF006-2020-0420 8月28日(210828)
 募集代理店:AGC保険マネジメント株式会社
 資料請求はこちらから <http://webby.aflac.co.jp/agim/>

◆ 終身医療保険(新医療保険エースプレミア)・終身がん保険(ガン保険スマート)

引受保険会社:三井住友海上あいおい生命保険株式会社 東京企業第一営業部 営業第二課
 住所:〒101-8011東京都千代田区神田駿河台3-11-1 連絡先:03-3259-3307 2020-C-0679(2020/8/20-2022/8/31)
 募集代理店:AGC保険マネジメント株式会社
 住所:〒104-0041東京都中央区新富2-15-5 RBM築地ビル 連絡先:03-6222-6980

明治安田生命からのお知らせ

個人情報に関する取扱いについて

◆契約者と生命保険会社からのお知らせ◆

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用^(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。
—死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください—
指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込にあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

保険金のお支払いについて

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日^(※)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
- 災害保険金および災害高度障害保険金については、この特約の加入日^(※)以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、または加入日^(※)以後に発病した特定感染症*を直接の原因として保険期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当した場合にお支払いします。
(※) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

*対象となる特定感染症
対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの^(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編『疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版) 準拠』によるものとし、
分類項目(基本分類コード)

コレラ(A00)、腸チフス(A01.0)、パラチフスA(A01.1)、細菌性赤痢(A03)、腸管出血性大腸菌感染症(A04.3)、ペスト(A20)、ジフテリア(A36)、急性灰白髄炎(ポリオ)(A80)、ラッサ熱(A96.2)、クリミア・コンゴ(Crimean-Congo)出血熱(A98.0)、マールブルグ(Marburg)ウイルス病(A98.3)、エボラ(Ebola)ウイルス病(A98.4)、痘瘡(B03)、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)(U04)

(注) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症を含めます。
● 引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。
● 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

保険期間・継続加入について

- 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には資格を喪失した月の月末までの保障となります。ただし、当月分の保険料を払込むことが必要です。
- 一旦加入すれば以後の更新時に病気であっても前年度と同じ保険金額以内で継続できます。
- また、更新の際に保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し、変更します。

中途加入について

◆更新日以外での中途加入について◆ この保険は、以下のとおり更新日以外でも中途加入ができます。

責任開始期(加入日)	保険期間	申し込み受付期間	初回保険料控除
2021年 4月1日	2021年 4月1日～12月31日(9ヶ月)	2021年1月1日～2月19日	2021年 4月度給与より
2021年 7月1日	2021年 7月1日～12月31日(6ヶ月)	2021年3月1日～5月21日	2021年 7月度給与より
2021年 10月1日	2021年 10月1日～12月31日(3ヶ月)	2021年6月1日～8月20日	2021年10月度給与より

- 中途加入申込時には正規保険料が確定しています。中途加入の申し込み方法等詳細については、AIDASのAGC保険マネジメントのホームページをご覧ください。か、巻末のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 2021年9月および11、12月は、翌年度の募集準備および更新準備期間となるため中途加入の受付は中断します。
- 現在「団体定期保険(希望者加入)」加入者については、中途加入日に、増額・減額はできません。また、配偶者・子どものみの追加加入もできません。

年金払特約について

- 年金払いの対象となる保険金
団体定期保険の主契約保険金・災害保険金です。
- 年金基金の設定
年金基金は年金受取人ごとに設定し、年金受取人1人につき年金は1種類とします。
- 最低お取扱額
年金基金100万円以上(10万円単位)または基本年金年額(第1回目の年金額)12万円以上です。
- 年金支払開始日および支払方法
第1回の年金は、年金基金設定日が属する月の翌月15日にお支払いします。その後は原則として年4回、3ヵ月毎の応当日にお支払いします。
- 年金受取人
保険金の受取人です。年金受取人の年金支払開始日における年齢が24歳6ヵ月以下の場合は、保証期間付終身年金をお選びになることはできません。尚、年金支払開始日以後に、年金受取人を変更することはできません。
- 一括お支払い
年金基金設定後、年金受取人のご請求により、年金支払開始日前日までは年金基金価額、年金支払開始日以後は、残存支払期間(保証期間付終身年金の場合は、残存保証期間)の未払年金現価をお支払します。保証期間付終身年金で保証期間経過後に年金受取人がご生存の場合は所定の手続きのうえ、年金を生涯お支払します。保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。

年金の種類	年金受取人に次のなかから1種類をお選びいただけます。 ① 5年確定年金 ② 10年確定年金 ③ 15年確定年金 ④ 20年確定年金 ⑤ 10年保証期間付終身年金 ⑥ 15年保証期間付終身年金
	● 確定年金 あらかじめ定めた年金支払期間中、年金をお支払いいたします。 年金支払期間中に年金受取人が亡くなった場合は、その死亡時のご相続人に残存支払期間の未払年金現価をお支払いいたします。
	● 保証期間付終身年金 生涯にわたって年金をお支払します。あらかじめ定めた保証期間中に年金受取人が亡くなった場合は、その死亡時のご相続人に残存保証期間の未払年金現価をお支払いします。
年金の型	定額型…基本年金年額は一定額に固定されます。 * 配当金があればお受取年金額は増加年金の買増しにより、毎年増えていきます。
配当金のお支払方法	増加年金…年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増しに充当します。

その他注意事項

◆配偶者・子どもの加入資格について◆

- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- 配偶者・子どもの加入は本人が加入することを前提としますので配偶者・子どもだけの加入はできません。本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金を支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。

◆高度障害状態に関する説明◆

- 高度障害状態とは身体障害の程度が加入日^(※)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
(※) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

高度障害状態とは	① 両眼の視力を全く永久に失ったもの ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ③ 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ④ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑤ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑥ ① 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑦ ① 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの
----------	--

※ 「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

◆保険金のご請求について◆

- 保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受保険会社にご請求ください。
- 保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受保険会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に向う場合があります。

◆改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について◆

- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受保険会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受保険会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受保険会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受保険会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受保険会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

◆お支払いできない場合について(解除・免責等)◆

- 次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。)
 - 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
1. 死亡保険金について
 - ① 被保険者が加入日^(※)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)
 - ② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)(※) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
 2. 高度障害保険金について
 - ① 被保険者の故意によるとき
 - ② 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
 - ③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
 3. 災害保険金、災害高度障害保険金について
 - ① 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ② 災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ③ 被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ④ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

重要事項と説明

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

団体定期保険(希望者加入)(災害割増特約付こども特約付こども災害割増特約付年金払特約付団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

①商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

②加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	保障内容・保険料	支払事由
団体定期保険	P34	P34	P12	P36

③配当金

団体定期保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

④脱退による返戻金

団体定期保険は、脱退(解約)による返戻金はありません。

⑤引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、団体定期保険は本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

①お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日[※])前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

②告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

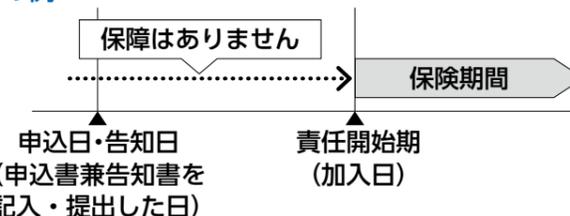
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。

③責任開始期(加入日[※])

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日[※])といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日[※])は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

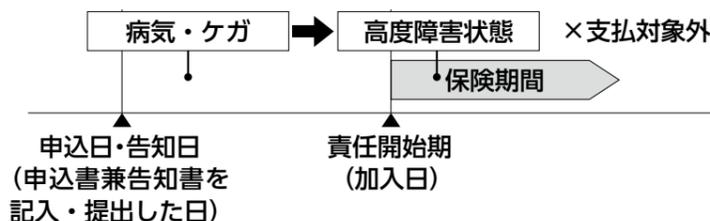


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日[※])前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日[※])から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
団体定期保険(P37)

⑤生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

(ホームページ<https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先
本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先
明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く) 9:00～17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページ<https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

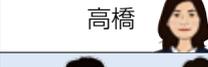
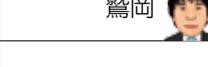
■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

次ページへ

【AGC 保険マネジメント保険相談会実施場所】

2020年10月現在

社 名		場 所	日 時		AGC 保険マネジメント連絡先					
A	本 社	新丸の内ビル 34階 Sky-terrace内	平 日	11:30~13:30		丸の内直 通	ダイヤルイン:050-3481-4817 内線:11-4817			
	鹿 島 工 場	食堂内	毎 水 曜 日	11:00~13:30		本 社	03-6222-6980			
	干 葉 工 場	CNC2階 郵便コーナー横	毎 火・木・金 曜 日	11:30~15:00						
	横 浜 テ ク ニ カ ル セ ン タ ー	カフェ席 (食堂出口横スペース)	毎 水・金 曜 日	11:00~13:30						
	中 央 研 究 所	食堂棟内売店横	毎 木 曜 日	11:30~13:30						
	相 模 工 場	食堂内売店横	毎 火 曜 日	11:30~13:30						
	C	愛 知 工 場 (武 豊)	厚生棟内	平 日	9:00~17:45				愛 知 支 店	外 線 :0569-73-1471 内 線 :45-5675
		愛 知 工 場 (梅 坪)	3 F 小 会 議 室	第 三 木 曜 日	11:30~13:00				愛 知 支 店	内 線 : 45-5676
		関 西 工 場 尼 崎 事 業 所	合同棟内 (食堂相談会)	平 日 (月 ・ 木)	9:00~17:45 (12:00~13:00)				関 西 支 店	外 線 :06-6419-6202 内 線 :56-5595
		関 西 工 場 高 砂 事 業 所	厚生棟内 (食堂相談会)	平 日 (火)	9:00~17:45 (12:00~13:00)				高 砂 支 店	外 線 :079-448-9624 内 線 :58-5085
B	北 九 州 事 業 所	事務所内	平 日	9:00~17:45				九 州 支 店	外 線 :093-871-4503 内 線 :67-300	
	AGCディスプレイ グラス 米 沢	食堂内	毎 水 曜 日	12:00~13:00		(株) Y T M	090-8255-1685			
	AGCエレクトロニクス	ときわ 超保険プラザ (郡山市菜根3-21-10)	全 日	10:00~17:00		(有)ときわ・らいふ	024-953-3217			
	AGC硝子建材	大阪支店	第三水曜日	12:00~13:00		関 西 支 店	06-6419-6202			
		岡山支店	第三水曜日	15:30~17:00		高 砂 支 店	079-448-9624			
	AGC硝子建材 AGCガラスプロダクツ AGCアメニテック	本社5階会議室	第三木曜日	11:30~13:30		本 社	03-6222-6980			
		本社10階会議室	第二木曜日							
		AGCガラスプロダクツ	小山第一工場	月1回火曜日				11:30~13:00		
			よも川工場	月2回火曜日				12:00~13:00		関 西 支 店
	鳥栖工場		月1回水曜日	12:00~13:00		九 州 支 店	093-871-4503			
熊山工場	第三水曜日	12:00~13:00		高 砂 支 店	079-448-9624					
AGCセラミックス AGCプライブリコ	本社 (三田)	第一・第三金曜日	12:00~13:00		本 社	03-6222-6980				
AGCテクノロジーソリューションズ	R-2 会議室	第 一 木 曜 日	12:00~13:00		本 社	03-6222-6980				
日本真空光学	御殿場工場 食堂内	第二・第四水曜日	11:30~13:00							
AGCマテックス	事務所棟ロビー	第 三 木 曜 日	11:30~13:00							
AGCエンジニアリング	千葉工場(食堂内)	第四木曜日	12:00~13:00							
AGCセイミケミカル	本社・茅ヶ崎工場 (事務所棟2-4室)	第一・第四水曜日	11:30~13:30							
AGCテクノグラス	静岡工場 (食堂内)	第二・第四金曜日	11:30~13:00							
AGCオートモーティブ ウィンドウシステムズ	鈴鹿工場2階食堂	第二水曜日	11:30~13:00					愛 知 支 店	0569-73-1471	
	九州工場食堂内	第三水曜日	12:00~13:20					九 州 支 店	外 線 :093-871-4503 内 線 :67-300	
AGCエスアイテック	本事務所・商談室	毎 火 曜 日	12:00~13:00							

* ご来店の際には、事前にお問合せの上お越しください。

* 上記以外の勤務場所の方は、最寄りのAGC保険マネジメントまでお問合せください。